

No	意見詳細					回答					
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
								区分	理由		
67	事業者	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	各自治体の調達仕様書の範囲との関係	-	戸籍附票システムについては、戸籍情報システムと同梱されたパッケージを調達することが主流となっているため、戸籍情報システムとアプリケーションモジュールやデータベースなどを共有するシステム構成とすることも考えられるが、戸籍の附票事務の独立性が確保される限り、このようなシステム構成についても許容される。	-	システム上の理由 現状の実態として戸籍情報システムと戸籍附票システムが一体運用されており、本仕様書においても戸籍への影響が多数記述されていることから、今後、本仕様書に戸籍附票システムが対応することにおいては、戸籍情報システム側の仕様整理、改修を伴うものが想定されます。つきましては、戸籍の標準仕様書において確実に横並びの調整を図っていただきたいと、矛盾のないように相互の観点においてしっかりと仕様整理いただきたい。 例えば、 ・附票に仮登録という決裁のような機能がついていますが、この状態においては戸籍異動がかけられないことを戸籍情報システム側で実現する必要があります。 ・附票の支援措置情報を戸籍に連携し、戸籍も発行できないように戸籍情報システム側で実現する必要があります。 ・戸籍の再製において附票の改製を行う必要があり、システム間で同期を図る必要がある。 その他 ・住所マスタの管理 ・異動履歴の管理 ・公印管理 ・抑止 ・職権記載・修正 ・個人番号カードによる証明書の交付	対応なし	対応なし。 ・仮登録状態の戸籍情報システムへの連携機能については、戸籍附票システム内の変更情報を戸籍情報システムに提供するケースは想定されず、連携する必要がないため。 ・支援措置情報の連携については、既に標準仕様書で規定されているため。 ・戸籍で再製が生じた際にその異動情報を連携する機能は既に標準仕様書に規定されているため。	
66	事業者	第1章 本仕様書について	4. 本仕様書の内容	各自治体の調達仕様書の範囲との関係	-	戸籍附票システムについては、戸籍情報システムと同梱されたパッケージを調達することが主流となっているため、戸籍情報システムとアプリケーションモジュールやデータベースなどを共有するシステム構成とすることも考えられるが、戸籍の附票事務の独立性が確保される限り、このようなシステム構成についても許容される。	「附票事務の独立性」が指すところについて、審査・決裁の事例以外にも、「附票事務が独立していること」をどう判断すべきかが分かるような記載を考え方として補記頂きたい。	システム上の理由 審査・決裁の事例は理解しましたが、それ以外にも一例では戸籍事務の証明発行機能に付随して附票証明が出力できることなどが考えられますが、このような内容は独立性に抵触するかと示して頂きたいと考えます。	対応なし	対応なし。 戸籍の証明書と戸籍の附票の証明書は各申請に基づき発行するものであるため。	
5	戸籍担当課	第1章 本仕様書の内容	4. 本仕様書の内容	各自治体の調達仕様書の範囲との関係	-	p.16「戸籍情報システムの審査・決裁機能を以て戸籍附票システムの審査・決裁機能とすることは許容しない。」と記載がある。	「戸籍情報システムの審査・決裁機能を以て」を「戸籍情報システムの審査・決裁機能のみを以て」に修正する。	業務効率の向上 現行システムでは、戸籍情報システムの審査・決裁機能を以て戸籍附票の記載をする場合がある。仮に戸籍附票システムの審査・決裁機能のみによる場合、一つの戸籍届書に対して、戸籍情報システムの審査・決裁機能と戸籍附票システムの審査・決裁機能をそれぞれ起動する必要があり、事務の煩雑化につながる。この場合、1件当たりの戸籍届書に対して10分程度の事務増加が見込まれる。	軽微修正	修正後案のとおり記載を修正する。	
384	戸籍担当課	第1章 本仕様書の内容	4. 本仕様書の内容	各自治体の調達仕様書の範囲との関係	-	「戸籍情報システムの審査・決裁機能を以て戸籍附票システムの審査・決裁機能とすることは許容しない。」と記載がある。	「戸籍情報システムの審査・決裁機能を以て戸籍附票システムの審査・決裁機能とすることは許容しない。」を削除する。	業務効率の向上 届書入力の場合、戸籍情報システムへの一度の入力、審査、決裁により附票への反映が終了すると、処理時間が2分の1に短縮され、2回同じ内容を入力することによる誤入力を防ぐことができるため。	対応なし	対応なし。 審査・決裁については、戸籍附票事務として行う必要があるが、戸籍システムによる審査・決裁と同時に処理することは許容している。 また、届出内容の入力については、戸籍システムにおいて入力された内容が自動で反映されることを想定している。	
676	戸籍担当課	第3章 4 異動	4 異動	4.0.3 審査・決裁	-	「異動」、「審査（決裁）機能」について	「異動」とは、戸籍の異動に伴うものだけでなく、住所の異動に伴うものも含まれるのかの記載が欲しい。 審査（決裁）機能は不要であるとする。	業務効率の向上 審査（決裁）機能は業務上非効率であるとする。現在も、修正が発生した場合は附票上で見えるように修正を加えている。	対応なし	対応なし。 異動事由においても住基起因の事由を設けているように、戸籍に絞った記載としていない。 また、戸籍附票事務としての審査・決裁は必要である。	
389	戸籍担当課	第3章 4 異動	4 異動	4.0.3 審査・決裁	-	仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録すること、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。審査（決裁）の実施者についても、不在時や繁忙期時等を想定し、システム上での処理は代決者が行うことも許容する。	「責任者」を削除する。 「審査（決裁）」の実施者についても、不在時や繁忙期時等を想定し、システム上での処理は代決者が行うことも許容する。」は削除する。	業務効率の向上 附票の住所入力は、既に住民登録上決定したことを入力するため、責任者の審査機能は不要とする。	軽微修正	住民記録システム標準仕様書の記載と異なることで混乱を招く恐れがあるため、一定程度記載を住民記録システムに合わせる形に修正する。 「なお、審査（決裁）を実施する方法について本仕様書では規定しないが、仮登録の内容が妥当であるか責任者が確認するプロセスを経ること、また記録すること、「職員が単独で登録を完了する」ことが発生しない運用とすることが肝要である。審査（決裁）の実施者についても、不在時や繁忙期時等を想定し、システム上での処理は代決者が行うことも許容する。」 ※「代決者を許容する。」旨の記載を削除しているが、住民記録システム標準仕様書に合わせる形にするために削除したものであり、代決者による処理を許容しないこととしたという意図ではない。  審査・決裁については、戸籍附票事務として行う必要があるが、戸籍情報システムによる審査・決裁と同時に処理することは許容している。 また、届出内容の入力については、戸籍情報システムにおいて入力された内容が自動で反映されることを想定している。	
677	戸籍担当課	第3章 4 異動	4 異動	4.1 職権	4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	「仮登録」について	「仮登録」の状態を審査（決裁）する必要はないと考える。	業務効率の向上 記載内容の確認は必要だが、自動で取り込まれたものを審査（決裁）し反映させるのは非効率だと考える。	対応なし	対応なし。 仮登録とは、あくまでも住基や戸籍から取り込まれた情報や戸籍附票システムで入力した情報がいったんシステム上に取り込まれた状態（法上、戸籍の附票に記載されていない状態）を指すものであり、それらを本登録（法上、戸籍の附票に記載されている状態）するには、戸籍附票事務としての審査・決裁が必要であるため。	
425	戸籍担当課	第3章 1 管理項目	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	「住民票コードに代わる符号を設定し、記載すること。」と記載がある。	「住民票コードに代わる符号については、戸籍の附票の写しには記載しない。」と追記する。	法令への対応 住民票コードとは異なる符号が戸籍の附票の写しに記載されることはないということを明確にするため。	軽微修正	「個人番号未付番については、戸籍の附票に住民票コードが記載されないこと（デジタル手続法附則第4条第3項）、CSとの連携のため、住民票コードに代わる符号を設定し、管理記載すること。」に変更する。	
152	住基担当課	第3章 1 管理項目	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	「氏名は、該当する戸籍に記載されている氏名と同一の字形で記載ができること。」と記載がある。	戸籍システムにおいて変換可能文字や外字を用いている場合に、戸籍附票の氏名文字はどこまで戸籍システムの文字に合わせるべきかについても整理して記載する。	システム上の理由 戸籍システムにおいて変換可能文字や外字を用いている場合でも、戸籍附票システムへの連携時は文字情報基盤文字に置き換えて連携することになる。その場合に、字形をどこまで戸籍システムに合わせなければならないか整理が必要。（文字情報基盤文字の範囲内でのよいのか、戸籍附票システムに外字を作成しなければならないのか）	対応なし	対応なし。 文字については、戸籍に合わせる必要があり、附票においてテキスト化するであれば、外字登録することになるものと想定しているが、戸籍及び戸籍附票システムにおける氏名の文字については、データ要件・連携要件標準仕様書の「2.3 文字要件」に記載があるとおり。	
412	戸籍担当課	第3章 1 管理項目	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	データベースに保持する形式として西暦も許容するが、入出力において和暦に変換する機能を有すること。		業務効率の向上 西暦は統一的な連続性があるので、許容ではなく西暦管理も併せ持つ仕様にはできないか	対応なし	対応なし。 既に西暦管理を許容しているため。	
432	戸籍担当課	第3章 1 管理項目	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理			法令への対応 本仕様書に基づき標準化を行う際の附票データのセットアップの方法についてお示しいただきたい。	対応なし	対応なし。 「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」で定められていることを30.1データ構造で示しているため。	
6	戸籍担当課	第3章 1 管理項目	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	p.23【実装しない機能】に「削除となった者における項目の記載・削除・修正ができること」と記載がある。	「削除となった者における項目の記載・削除・修正ができること」を【実装すべき機能】に記載する。	住民サービスの向上 削除者について修正しないとした場合、同一人に対し戸籍証明書と戸籍の附票の写しの紙面上に記載に齟齬が生じ、同時に証明書を取得した場合に混乱を招く。また、同一戸籍内で名を修正した者が存在した場合は、在籍者は修正後の名、削除者は修正前の名の記載となり、附票に記載された名が正しいかどうか分かりづらい。加えて、戸籍の訂正について、その事由が誤記又は遺漏による場合、戸籍証明書には訂正事項を記載しない取扱いとされており、戸籍の附票について誤記修正した旨を備考に記載することは戸籍の趣旨とは反する結果となる。証明書の公証性に鑑み、戸籍と共通の記載事項については直接修正すべきと考える。	対応なし	対応なし。 デジタル手続法による改正後の法により、住民票の除票と同様、戸籍の附票の除票が公証基盤として法令上明確に位置づけられたことにより、戸籍の附票の除票となった時点の情報を確実に記録しておくことが必要であるため、削除となった者における項目の修正については、備考欄で対応と整理。	

No	意見詳細						回答				
	発出者	対象章	項目①	項目②	項目③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
								区分	理由	方針	回答
163	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	【実装しない機能】削除となった者における項目の記載・削除・修正ができること	当該記載を削除できる機能とする	住民サービスの向上	DV支援開始が戸籍附票の編製と同時期である場合（離婚と同時に転居し支援開始等）、住所記載が望ましくない戸籍附票にデータ送信されることがあるため。	対応なし	対応なし。 デジタル手続法による改正後の法により、住民票の除票と同様、戸籍の附票の除票が公証基礎として法令上明確に位置づけられたことにより、戸籍の附票の除票となった時点の情報を確実に記録しておくことが必要であるため。 仮に除票となる前に新住所が記載された場合においても、支援措置対象とすることで加害者に伝わらないようにすることは可能である。
321	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	実装しない機能として、「削除となった者における項目の記載・削除・修正ができること」とある。	左記について、実装しない機能から削除することを求める。	業務精度の向上	婚姻や転籍等の戸籍異動と住所変更と同時に生じた場合、現状では削除となった者について新住所の記載を行っている。そのような住所の変更については備考欄へ記載することを想定しているのだが、それでは住所の履歴・つながりが住民にとってわかりにくくなるのではないかと懸念する。	対応なし	対応なし。 届出の受理タイミング等によるが、附票に新住所が記載されてから戸籍が変わった場合においても、その逆である場合においても、その時点での処理としては正しく、かつ2つの附票で住所のつながりは担保されるため。 なお、除票の備考欄に対して、住所の変更の旨を記載することは想定していない。
664	戸籍担当課	第4章 機能要件	1 管理項目	20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し			法令への対応	事件本人の名の誤記訂正があった際に、戸籍では証明書としては誤記訂正事項が公証しない扱いであるが、今回の仕様だと附票の本体は名が訂正されず、備考欄に名の訂正事項が記載されることとなり、戸籍と戸籍の附票とで公証事項が異なることになってしまう。	対応なし	対応なし。 削除となった者や除票以外は附票本体の名が修正される。 削除となった者や除票の場合は、その時点で公証していた事項を証明する必要があることから、備考欄において修正の旨を示すこととなり、備考欄を参照することで公証事項は一致する。
174	戸籍担当課	第3章 機能要件	5 証明事項	5.1 証明書記載事項		【実装すべき機能】	意見（実装要否、考え方）	住民サービスの向上	誤った附票を備考で証明する部分に問題（原則省略で、示させるべき備考を省略交付するリスク）がある。また、備考欄に戸籍内容の一部を記録することは二重管理で、附票でそれを記録し、証明される可能性があることは適切でないと考え。	対応なし	対応なし。 削除となった者及び除票の記載事項は修正不可のため、誤記修正などにおいて修正が発生した場合には、備考欄にその旨を記載し、記載事項自体の修正は行わない。なお、この誤記修正に関する備考の記載は、「20.0.6 備考欄（その他）の記載」に示しているように、必ず記載することとしている。
502	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.2 改製	【実装すべき機能】 「戸籍法第11条の2に基づき戸籍が再製された場合においては、戸籍の附票を再製すること。」と記載がある。	「戸籍法第11条の2に基づき戸籍が再製された場合においては、戸籍の附票を「再製」すること。」とする。	業務精度の向上	通常の改製は直近の記録のみ移記すればよく、法令上許容されているからと言ってすべての記録を移記しては業務に混乱をきたすため再製とすべきである。 住基法施行令第16条に住民票の再製について規定されているため、同様に附票の再製について規定すべきである。	対応なし	対応なし。 住基法においては、再製は滅失した場合に実施することを想定しているため。
8	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.2 改製	p.24【考え方・理由】に「任意改製機能を設ける」と記載がある。	一斉改製について追記する	システム上の理由	現行システムの戸籍の附票の様式・形態は本仕様書と大きく異なるため、現行の戸籍の附票については一斉改製が必要になると思われる。一斉改製をするとした場合の記載事項及び異動履歴等の取扱いについて示していただきたい。	対応なし	対応なし。 現行システムからデータ移行が可能である場合には、そのデータが標準仕様書に規定されているレイアウトに沿って出力されるため、必ずしも改製は必要とならない。
9	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.2 改製	p.24【考え方・理由】に「戸籍の附票の改製においては、令第13条の2の準用により当該戸籍の附票の削除前または修正前の移記を省略するとされていることから、最新の履歴以外を移記することは「許容されている」と記載がある。	「許容されている」を「移記する」と修正する。	業務精度の向上	戸籍の附票について、欄の上限を設けないとされたことから、随時改製を必要とするのは、戸籍法第11条の2に基づきのもが主であると推察される。戸籍の再製は、原則は元の戸籍をそのまま移記し、除籍者等も記載することから、【考え方・理由】に示された「改製において最新の履歴以外を移記することは許容されている」とは移記すべきとの趣旨であると認識している。このことから、「移記」する旨修正する。なお、移記する場合は、改製前附票の記載を引用できるシステムを構築いただくとともに、住所履歴を移記した場合の備考文がどのようになるか合わせて示していただきたい。	対応なし	対応なし。 令第13条の2「市町村長は、住民票を改製する場合には、当該住民票の削除前又は修正前の記載の移記を省略することができる。」を戸籍の附票においては準用しているが、これは移記することを求めているものではなく、現在の記載で問題ないため。
413		第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.2 改製	最新の履歴以外を移記することは許容されている		業務効率の向上	削除者の住民票が修正された場合、住民側も同様の備考欄対応などでしょうか。 将来的に突合などを行うなども想定して、住民票と同様の設定で項目ごとの整合性を確保する必要がありますと思えます。	対応なし	対応なし。 意見の意味するところは不明だが、住民記録システムにおいても最新履歴以外の移記は許容されている。
44	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.2 改製	戸籍の附票は、欄の大きさの上限（履歴を保持できる上限回数のこと。）を設け、満欄による自動改製は行わないこと。	戸籍の附票は、満欄による自動改製は行わないこと。欄の大きさの上限は設けないが、一定数以上となる場合は、自動改製を促すよう警告メッセージを表示すること。	システム上の理由	システム上、データベースの領域の都合もあるため、上限は設けるべきと考えます。または一定数以上となる場合は自動改製を促すべきと考えます。	対応なし	対応なし。 欄の上限はデータリストにて定義されており、その上限値とは別に上限を設定しないことを求めるものであるため。
10	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.3 戸籍の附票の除票の管理	p.25【実装すべき機能】に「戸籍附票の除票のイメージデータの検索項目として「住所」「削除事由」「事由の生じた年月日」と記載がある	左記検索項目を削除する	業務精度の向上	戸籍のイメージデータは見出し情報として検索項目をデータ入力している。現状は、戸籍及び附票のイメージデータはこの見出しに紐づいて管理されている仕様が多いと思われる。イメージデータの検索項目は本籍・筆頭者を主としており、ヘンダーによっては構成員の氏名等を見出し情報としてデータ入力していない場合もある。検索項目について戸籍検索と共有する場合は、住所・削除事由・事由が生じた年月日の登録は不要と思われる。	対応なし	対応なし。 戸籍附票システムで戸籍の附票の除票の検索を行う場合に必要項目となるため。
12	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.3 戸籍の附票の除票の管理	p.25【考え方・理由】に、「戸籍の附票の除票の記載事項でない事項に誤記があることが判明した場合」と記載がある。	「記載事項でない事項」を「記載事項でない事項（備考等）」と修正する。	業務精度の向上	「戸籍の附票の除票の記載事項でない事項」が示すのは、備考の記載と認識するが、その旨明記していただきたい。	軽微修正	修正後案のとおり記載を修正する。
401	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	(P24) 削除者又は除票について誤記修正を行う場合は、備考欄に記載すると記載がある。	イメージデータを誤記修正する場合の記載方法や複数の履歴がある場合の誤記修正の記載方法（修正する履歴を特定するための記載方法）についても明示する必要がある。	業務精度の向上	イメージデータ上に誤記されていた内容を、テキストデータに移記していた場合、テキストデータと合わせてイメージデータも誤記修正が必要になると思われる。イメージデータの修正方法を記載しておかないと自治体ごとで修正方法が異なってしまう。	軽微修正	戸籍の附票の除票のイメージデータの誤記修正についても、本仕様書で定める方法と同様に、誤記等の箇所を修正するのではなく、イメージデータの余白等に誤記である旨及び修正後の記載等を行うことを想定しており、修正方法を明確化するため、「イメージデータの場合も誤記修正の方法は同様」である旨を追記する。
414		第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.3 戸籍の附票の除票の管理	イメージデータの解像度は400dpiとするが、標準準拠システム移行前に当該解像度以外で読み取ったイメージデータについては、そのままの解像度で差し支えない取扱いとする。		システム上の理由	①BMP形式、②BMP形式に可逆変換できる形式ということがBMP形式以外にない場合、読み取った段階の画像形式によってBMPより解像度が落ちる場合、可逆変換できても画像劣化とならないか	軽微修正	標準準拠システム移行前に読み取ったイメージデータを除き、原則は400dpiで保持することを求めている。また、その際の形式は①BMP形式、②BMP形式に可逆変換できる形式を求めているものであり、②の形式で保持する場合には、可逆変換前の形式においても400dpiとなるような形式で保持されるものと想定。その旨わかるよう記載の修正を行う。
415		第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.3 戸籍の附票の除票の管理	スキャナでの戸籍の附票の除票読み込み時に濃度が調整できること。		業務効率の向上	専用の端末直結のスキャナではなく、汎用的なネットワークスキャナにも対応することを必須にできないか	対応なし	対応なし。 端末直結のスキャナに特定した記載となっており、現在の記載でもネットワークスキャナでも対応可能と読めるため。
402	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理	(P26) 改製不適合戸籍の附票の管理において「電子データ及びイメージデータとして管理すること」が実装すべき機能として記載されている。	紙での管理は一切認められなくなるのか、それとも本人の同意が得られない場合などは認めるのか。表現が曖昧であるため、はっきりと記述する必要がある。	業務精度の向上	【考え方・理由】を見ると、システム化が原則であることは分かるが、例外的に紙管理も認められるような表現がある。はっきりとした表現にすることで、自治体間における解釈の違いをなくし、全国的に統一した運用となるようにすべきである。	対応なし	対応なし。 戸籍附票システムとしては、改製不適合戸籍の附票においても電子データ及びイメージデータでの管理を原則としているため、現在紙で管理している場合であっても、標準化後は、電子データ及びイメージデータで管理することとなる。 なお、仕様書においては、当該改製不適合戸籍の附票の紙について廃棄することまでを規定するものではない。
164	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.4 改製不適合戸籍の附票の管理	【実装すべき機能】	質問（解釈）	業務効率の向上	管理について、機能として保有するのは理解したが、改製不適合戸籍をイメージ登録せずとも、その戸籍に対する戸籍の附票は別途登録できるという理解でよいのか。また、その戸籍附票の登録は自治体で機能利用するか否か決定できるとしてよいのか。	対応なし	対応なし。 上段はお見込みのとおり。 戸籍附票システムとしては、改製不適合戸籍の附票においても電子データ及びイメージデータでの管理を原則としているため、現在紙で管理している場合であっても、標準化後は、電子データ及びイメージデータで管理することとなる。 なお、仕様書においては、当該改製不適合戸籍の附票の紙について廃棄することまでを規定するものではない。
545	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.5 空欄	【空欄を許容しない項目】 ・戸籍の表示（本籍・筆頭者） ・生年月日（デジタル手続法第9号施行日以前に削除となった者を除く。）	【空欄を許容しない項目】 ・戸籍の表示（本籍・筆頭者） ・生年月日（デジタル手続法第9号施行日以前に削除となった者を除く。） ・住所	業務精度の向上	附票作成時には、住所が不明であるかどうかまで、確認して作られるべき また、条件つきで許容しないものがあげられているが、多くの場合は、必要な項目となることがある。すべてアラートがあるよう仕様に盛り込まれたい。	対応なし	対応なし。 住所が空欄の場合の対応については、【考え方・理由】に記載のとおり。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答			
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
											回答
13	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.5 空欄	p.27【考え方・理由】に「出生届において氏名が未定」と記載がある。	「氏名」を「名」に修正する。	法令への対応	出生届の子の氏名欄が空欄の場合、「名未定」としての届出となるため、氏名が空欄となることはない。（大正3年12月9日付民第1684号法務局長回答）	軽微修正	修正後案のとおり、考え方・理由を修正する。なお、氏名については、出生届において名が未定である際に空欄となる場合があることから、引き続き空欄を許容する。
662	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.5 空欄	住所については、住所不明者についてのみ空欄を許容するが、住基ネットの本人確認情報の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に住所不明者として住所を特定できない場合に住所不明者として住所を特定できない場合とすることが適切である。	現在、附票上の住所が空欄となっており、住基ネット上の本人確認情報の検索を用いても住所を特定できない場合に住所不明者として住所を特定できない場合とすることが適切である。	システム上の理由	住基ネット上の本人確認検索で住所が特定できなくても、住基コード付番前に職権削除された等の記載が附票になされていれば、空欄とせず、その記載を残すべきと考える。	仕様書修正	附票の写しの住所欄の取扱いについて、仕様書に追記する予定。
165	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.6 年月日の管理	【実装すべき機能】中、「暦上日以外の年月日」が許容される」と記載	「許容される」を「許容しない」に修正	法令への対応	戸籍では同様の日について許容していないが（改正不適合）、附票は許容すると差が生じる日付としてあり得ない日を証明するのは問題と考えるため。	対応なし	対応なし。 戸籍附票システムは、戸籍システム及び住民記録システム標準仕様書との連携が必要となることから。
417		第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.6 年月日の管理	【不詳日入力一覧】		業務精度の向上	許容範囲について、不詳日は理解できるが、不存在の日（改元前の元号での登録以外）も可能とするのか可能とする場合、その理由は	軽微修正	考え方・理由に以下文書を追加する。 「暦上日以外の年月日（例：うるう年でない年における2月29日）については、本来、存在しない日付を許容すべきではないが、戸籍側（本籍地）が修正せず、戸籍の附票側では修正できないことがあることから、許容する。」
418		第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.7 年月日の表示	年月日は、戸籍の附票の写し等の証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。		業務効率の向上	どちらも用いることができる仕様できないか（ユーザ側で選択可能）	対応なし	対応なし 市区町村によって和暦と西暦が異なると、システムが複雑になる上、QRコード化やOCR読み込みに支障が出るため。
589	情報政策担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.7 年月日の表示	「年月日は、戸籍の附票の写し等の証明書及び画面表示において、和暦で記載・表示すること。」と記載がある。	記載の補正として「なお、改元があった場合は「元年」と表示すること。」を追加する。	住民サービスの向上	改元時は、一般的に「〇〇年」ではなく「〇〇元年」と呼称するため。	対応なし	対応なし。 「元年」表記の機能は当然に実装されるものであり、現行の記載でも実装されると想定されるため。
509	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.8 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名	【実装すべき機能】在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名を戸籍の附票へ記載できること。必要に応じ、戸籍情報システムに対して、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書を作成する際に必要な情報（在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者氏名、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名等）を連携できること。	新たに【実装してもしなくても良い機能】として、在外選挙人名簿管理機能を追加し、通知等の発送日や抹消通知受理などを管理する。	業務精度の向上	在外選挙人の管理において、選挙管理委員会との突合や処理の漏れを防ぐために必要である。なお、「4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動」にも関連する。	対応なし	対応なし。 戸籍附票システムにおいて、在外選挙人名簿の管理機能は業務外であるため。
551		第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.10 戸籍附票宛名番号、附票番号	戸籍附票宛名番号、附票番号は、自動付番できること。戸籍附票宛名番号と附票番号は、それぞれ戸籍情報システムで管理されている戸籍個人番号、戸籍番号と紐づけて管理することができること。	他市本籍へ除籍したものが再度、自市町村内に戸籍を作った場合、戸籍附票宛名番号紐づけが必要または不要である旨を追加する。 加えて「戸籍附票宛名番号は団体内統合宛名とは連携しない」旨を追加する。 また 第7章 用語の本登録【ほんとうろく】「異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保存されており、法上、戸籍の附票（原票）に記載されている状態。異動処理が確定され、異動履歴となる。また、確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映される。「仮登録」も参照のこと。」から団体内統合宛名を削除	業務精度の向上	標準仕様書内の本登録についての説明文の中で、本登録をすることで団体内統合宛名システムに反映されるとなっているが誤りではないか。また他市本籍へ除籍した人が再度、転籍などで戸籍を自市町村に作った場合、除籍した時点の戸籍附票宛名番号との紐づけは必要ないか不明であるため。団体内統合宛名と連携しない旨を明記してほしい。 ※本登録【ほんとうろく】……異動情報がシステムに入力され、決裁を経てその内容がシステム上に保存されており、法上、戸籍の附票（原票）に記載されている状態。異動処理が確定され、異動履歴となる。また、確定情報となるため、団体内統合宛名、証明書、他業務連携等に反映される。	軽微修正	・団体内統合宛名番号との連携については、誤記であるため記載を削除する。 ・他自治体へ転籍後に再度自治体に転籍した場合における従前の戸籍附票宛名番号との紐づけについては、戸籍附票システムにおいては必要性がないため、機能を設けない。また、その旨を仕様書に明記する。
419		第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.8 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村名	在外選挙人名簿登録市区町村名、在外投票人名簿登録市区町村名については、都道府県名についても省略せずに管理すること。		業務効率の向上	市区町村コードで管理できることできないか	対応なし	「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」にて、コード管理することとする。
3	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	「デフォルトでは省略」という記載がある。	省略、省略しないを選べず、省略しないが必須とする	住民サービスの向上	戸籍の附票写しの交付については、令和4年の改正により省略・省略しないの選択が増え、現状ですら市民が混乱している状況である。これ以上、表記を複雑化すれば、住民サービスと業務効率の低下がさらに進む。	対応なし	対応なし。 特別の請求等に基づいて表示するため、「省略しない」を必須とすることはできない。
428	戸籍担当課	第4章 第1項	1 管理項目	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載		様式の備考欄に異動日、処理日、異動項目、異動前、異動後の情報が記載される。	処理日を附票本体の住所・住定日の横（左右どちらか）に記載する。	住民サービスの向上	・住民票の写しは現在の居住関係の証明として用いられることが主である一方、戸籍の附票の写しについては住所の履歴の証明として用いられることが大半であり、遡っての異動記載があることを考えると、少なくとも「処理日」の記載は重要であり、記載要望の有無にかかわらず、備考欄でなく住所欄付近に常に記載すべきと考える。その方が備考欄が大幅に圧縮されるので、請求者としても見やすく、紙の使用量も抑えることができる。 ・戸籍の附票については、登記関係や中古車の売買で用いられることが多く、正確な時系列や本人同一性の確認が求められると思慮され、「誤記修正」等を除き、備考欄に該当する事項は常に記載すべきと考える。 ・法令上明記のない「備考欄」について、申出等に基づき市区町村の判断とするならば、判断基準を明確に示すべき。全国統一の「標準仕様書」が自治体間のバラつきを生むことがあってはならないと考える。戸籍の附票については資格者からの請求が多いが、国から資格者団体への周知や統一請求書の速やかな改訂にも限界があることを鑑みれば、「本当は必要であったのに必要な旨の申出」がなされていないこと、その結果「備考欄を省略した戸籍の附票を受け取ったが、用を満たせない」等、大きな混乱を招くことが想定される。「備考欄は常に記載」等の統一運用が望ましい。	対応なし	対応なし 住所の履歴においては、それぞれ住定日が記載されており、時系列が把握できるため。
4	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	【実装すべき機能】と記載がある。	【実装しない機能】に修正する。	業務効率の向上	備考欄を実装することで、法令上、必須記載項目ではない異動履歴等が戸籍の附票の記載の大半を占め、証明書の発行枚数が膨大になることが想定される。また、戸籍の附票の証明発行の際、備考欄に表示する項目と表示しない項目の判断により、証明発行にかかる時間の増加が懸念されるため。	対応なし	対応なし。 備考は、特別の請求等に基づいて表示するものであり、また、異動履歴に対するニーズが存在するため。
2	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	「備考に入力されたものについては、必要に応じ戸籍の附票の写し等の証明書に出力することができる」と記載がある。	「備考に入力されたもの」というものを、「備考に入力されたもの（住所の異動履歴を除く）」とする。	住民サービスの向上	備考に住所の異動履歴を載せることは、証明書を見た感じ、2重で表示させることとなり、紙の使用枚数が増え、ペーパーレスにならない。また、同じ内容が書かれていることで、住民が混乱しサービスの低下につながる。	仕様書修正	備考欄における異動前・異動後住所については、法定事項として記載されている住所の履歴と内容が同じであるため、省略する。ただし、誤記修正の異動履歴を表示させる場合においては、異動前・異動後住所を記載することとする。
183	戸籍担当課	第4章 第1項	1 管理項目	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載		【実装すべき機能】	意見2（実装要否、考え方） 同上	法令への対応	異動前異動後の記載が必要となる旨示されているが、住所については附票の前後関係により確認できる事項であり、戸籍訂正による氏名・性別・生年月日の変動は附票備考において前後を記録すべき事項ではないと考える。	仕様書修正	・備考欄は基本的に特別の請求等に基づいて表示するものであり、また、異動履歴に対するニーズが存在するため、対応なし。 ・備考欄における異動前・異動後住所については、同上
322	戸籍担当課	第3章 第1項	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.1 戸籍の附票データの管理	実装すべき機能中、戸籍の附票記載事項に当たる項目として、「・戸籍の表示（本籍・筆頭者）～・在外投票人名簿登録市区町村」と10の項目の記載がある。	戸籍の附票記載事項として、異動事由や職権削除日、住居表示・市町村合併の実施日等を入れることができると良いと考える。	業務精度の向上	備考欄のみで異動事由や年月日及管理されていると、記載事項との照合がわかりづらいように思う。法令上の必須記載事項には当たらないかもしれないが、実務上異動事由や年月日などがまとめて記載されていると点検や住民への提示が容易である。また、備考欄に異動前後の住所が再度記載されると、交付の際に紙の使用枚数が増えるため容認できない。	仕様書修正	・異動履歴は特別な請求があった場合に表示することとなっているため、備考欄対応としていないことから対応なし。 ・備考欄における異動前・異動後住所については、同上（No2）。
37	戸籍担当課	第4章 第1項	1 管理項目	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載		p.101【実装すべき機能】に附票の写しには「異動履歴を備考として記載することを選択することができる」との記載がある	「異動履歴を備考として記載することを選択することができる」とする。	業務精度の向上	備考欄の必要項目のみを選択する方法は職員の手作業と認識するが、条件により必須とするのであれば、自動で選択されることが望ましい。なお、戸籍に共通する項目に係る修正については、記載事項に表示することが望ましい。	対応なし	対応なし。 自治体の運用及び請求者等からの特別の請求に基づき記載をすることになるため。

No	意見詳細						回答				
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由			
								区分	理由	方針	回答
15	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	p.31【実装すべき機能】に削除となった者又は戸籍の附票に除票の記載事項及び備考欄について誤記修正をした場合、「備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載を入力し、証明書に出力する」とある。	「備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載を入力し、自動的に証明書に出力する」と修正する。	業務効率の向上	戸籍の附票の写しの交付時に備考を出力しなければならない場合は、自動的に該当する備考を選択し出力されるような機能を構築したい。職員作業により選択するといった場合、備考をすべて確認する必要があり、履歴が多数ある場合など職員の確認作業が煩雑なうえ、誤った備考を選択することのあり得る。また、コンビニ交付の場合は自動でなければ対応できない。	対応なし	対応なし 「20.0.6 備考欄（その他）の記載」において、「ただし、（省略）必ず備考欄に記載こと。」としているため、既に対応済み。
289	戸籍担当課	第4章 様式	—	—	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載	異動事由を備考欄に記載すること。	異動日、異動事由及び処理日については附票の住所に突合する様式で表記。	住民サービスの向上	「異動事由を含む異動履歴については法令上、戸籍の附票の必須記載事項ではないため備考欄に記載することとする。」とあるが、非常に見づらい。市民の方にとっては初見での読解が難解と考えられる。また、それにより問い合わせや説明等を求められることが増えることも考えられる。	対応なし	対応なし。 備考欄は特別な請求がある場合に表示するものであり、基本的にはデフォルト表示ではないため。
324	戸籍担当課	第4章 様式	—	20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	「○戸籍の附票の写し（全部証明備考欄を含むすべての項目の記載を請求された場合）のレイアウトの考え方」、附票記載事項が各人ごと列記されたあと、備考が各人ごと列記されている。	各人ごと「附票記載事項+備考」でまとめて記載する。※個人証明が連なることで全部証明となるイメージです。	住民サービスの向上	見やすさの観点から、住民のニーズが高いと想定されるため。現実では住民がどこを確認したいのかが分かりづらい。	対応なし	対応なし。 異動履歴を求めない場合であっても求める場合であってもレイアウトを極力変えないことでシステム負担を軽減できるため。また、法定事項とそうでないものを明確に分けるべきであるため。
154	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	—	—	20.0.2 各項目の記載	「戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しにおける「住所」はその住所の「住定日（住所を定めた年月日のこと）」と縦に並べて記載」と記載がある。	「戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しにおける「住所」はその住所の「住定日（住所を定めた年月日のこと）」及びその住所を記載することとなった住基異動事由（転入・転居・転出・職権修正等）と縦に並べて記載」と修正する。	システム上の理由	No.2の提案通りにする場合に、住基異動事由を証明書上に表記するための仕様。異動事由については法令上、戸籍の附票の必須記載事項ではないが、職権修正等の場合は異動事由が無ければ住所が変更となった理由が分からない。わざわざデータを二重管理にして、住所履歴から離れた場所に異動事由を記載する分だけ証明書を作るよりも、住所履歴と異動事由をセットで管理・証明書記載した方がシンプルで効率的。	対応なし	対応なし。 戸籍の附票の写しの備考欄に公証すべき事項であるかそうでないかは、法令上の戸籍の附票の記載事項であるかを基準としており、異動事由については法令上、戸籍の附票の記載事項ではないため、備考欄に記載し、特別な請求があった場合に表示するものと整理している。
35	戸籍担当課	第4章 様式	—	—	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載	p.103【実装すべき機能】異動履歴を備考として記載するかどうかを選択できる。	異動履歴を備考として記載する基準を追記する	業務精度の向上	削除に係る誤記修正等以外に、備考に異動履歴を記載する（できる）場合の基準を示していただきたい	対応なし	対応なし。 20.0.3に記載しているのとおりであるため。
429	戸籍担当課	第4章 様式	—	—	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載	「異動履歴を記載することを選択した場合、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。」と記載がある。	「異動履歴を記載することを選択した場合、異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴、及び誤記の含まれている異動履歴又は異動の取消しの対象となる異動履歴については、記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できること。」と記載する。	業務精度の向上	「誤記修正」等ではない通常の住所異動等に係る異動履歴については、ひとつひとつの事項について、任意に記載する、しないを選べるわけではなく、備考欄全体を記載することを選んだ時点で全て記載する」という考え方であることが明確にわかるようにするため。（この考え方自体が誤っていたら、正確なものに修正・追記願います。）	対応なし	対応なし。 「デフォルトとしては、異動事由が「誤記修正」、「異動の取消し」である異動履歴及び誤記の含まれている異動履歴又は異動の取消しの対象となる異動履歴は記載しない異動履歴とし、それ以外は記載すること」としており、ここで判断可能と認識。
434	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	【考え方・理由】「証明書における備考欄は、特別な請求又は必要である旨の申出を受けてプライバシー保護の観点から市区町村長の判断により記載するかしないかを選択し、～と記載がある。	証明書における備考欄の記載について、判断基準等法的整備が必要と考えるが、別途お示しいただけるのか。請求できる範囲について、住記法にて定めるよう要望する。	業務効率の向上	請求者は備考欄に何が記載されているのか知ることができず、市区町村長が判断することになり、また、第三者請求において証明してよい内容を備考欄の各項目ごとに判断することは極めて困難であるため、事務担当者には不要な労力を強いものとする。	対応なし	対応なし。 備考は、特別な請求等に基づいて表示するものであり、また、異動履歴に対するニーズが存在するため。
218	戸籍担当課	第4章 様式	—	—	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載	住所の異動履歴と氏や名の修正履歴が同一の欄に記載する様式となっている。また異動履歴をデフォルトでは省略するとの記載と記載する異動履歴と記載しない異動履歴を任意に選択できるとの記載がある	氏名の変更記載と、住所の異動や修正の記載は欄を上下に分けてそれぞれの欄に記載する。住所の履歴についてはすべての記載したもののデフォルトとする。	業務効率の向上	戸籍の届出に基づく氏や名の変更と住基の届出に基づく住所の変更修正は全く別の処理である。異動欄を同一とすると見づらい記載となり住民サービス上好ましくない。また主に現住所や世帯構成を証する目的の住民票とは異なり、戸籍の附票の利用目的は主に住所の異動履歴を証するためである。このため住所の異動履歴については全て記載したものの交付を原則とすべきである。	対応なし	対応なし。 住所の履歴については、デフォルト表示としている。その上で、異動事由や住所以外の異動履歴については、特別な請求があった場合のみ表示することとし、備考欄に記載することとしている。
386	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	「備考に個人を単位として、自由入力できる備考欄（その他）を設けること。」と記載がある。	「備考に個人を単位として、自由入力できる備考欄（その他）を設けること。」を削除する。	業務精度の向上	自由入力部分を設けると、入力内容に差がで、附票の内容が他の市区町村が見たときに不明になる恐れがある。附票は戸籍や住民登録の届出により記載されるものであるため、基本的に自由入力部分は不要と考える。必要なら入力項目を示す等入力をうながす工夫が必要と考える。	対応なし	対応なし。 既に20.0.6において記載例等を示しているため。
681	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	—	—	業務精度の向上	備考欄（その他）とメモの使い分けについて、ルールを統一して提示してほしい。	対応なし	対応なし 1.1.11備考及び1.1.12メモにおいて、帳票上への表示の有無について記載されているとともに、メモは「記載事項を限定しない」としており、用途等も把握可能と考えるため。
89	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.11 備考	初期データとして備える必要はないこと、住所地の住民記録標準システムの稼働開始後であることを記載する	初期データとして備える必要はないこと、住所地の住民記録標準システムの稼働開始後であることを記載する	業務精度の向上	誤記修正、異動の取消といった住記標準システムの異動事由と、CSからの附票通知を取り込むことを前提に記載されている。こういった異動事由がない住記システムで運用している場合がある。現行の運用では、CSからの附票通知は異動事由と異動詳細の文字列記載だけであり、市ごと標記の揺れがあり、修正した情報を飛ばし本籍地に電話して誤記修正等の旨を連絡する場面がある。つまり初期移行データとして誤記修正の履歴は保持しておらず、今後正しく連絡されるもの住所地の住記システムが標準化した後である。本籍地としては、住所地の住記システムが標準化対応なのかどうかはわからず附票通知を受信する。以上から、初期移行データとして備えることを想定していない旨と、令和7年度末までの標準化以降の連携においてこのようになることを明記してほしい	対応なし	対応なし。 現時点で保持していないデータまで標準準拠システム内に蓄積することまでを求めているのではなく、標準準拠システム移行後に標準仕様書に則った対応をすることを想定しているため。また、異動事由について、現行の管理項目と異なる場合においては、標準仕様書に記載している異動事由にマッピングできればよいとしている。 なお、令和6年5月末までに、住基法9条及び19条の通知は全てオンライン化されることとなっている。
45	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.12 メモ	メモの削除・修正について履歴管理されること。	メモの削除・修正について履歴管理されること。 メモの削除・修正については履歴管理する前提であることからメモ入力した本人以外でも削除・修正できること。	システム上の理由	メモの削除・修正における仕様を明確にする旨で詳細化しています。	対応なし	対応なし。 記載者本人のみ削除・修正可能であると限定した記載でないため。
214	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.12 メモ	個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。	個人又は世帯を単位とし、記載事項を限定しないメモ入力が可能であること。	業務効率の向上	個人単位だけでは全体のメモとして必要な場合においても個人毎の入力が必要となり業務効率が悪いため。	対応なし	対応なし。 戸籍の附票に対するメモは想定していないため。また、戸籍情報システムも同様の仕様となっているため。
436	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	仮支援措置についての記載がある。	「仮支援措置」の定義を仕様書上明らかにすべきと考える。	業務精度の向上	各市区町村ごとに取扱いや考え方が異なることも想定されるため、定義づけが必要と考える。	対応なし	対応なし。 仮支援措置については、1.1.13の考え方・理由において「申出がなされたから、支援措置の必要性を確認し、実際に支援措置を開始するまでの間も、被害者保護のために、仮支援措置が必要となる場合があり得、（以下略）」としているため。 なお、必要に応じて、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施に関する質疑応答について」（令和3年12月14日付総行住第147号総務省自治行政局住民制度課長通知）を参照されたい。
640	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	「戸籍附票システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築」と記載がある。	—	業務精度の向上	戸籍附票システムでもデータベースを構築する必要があるとの記述であるが、住所所と本籍地が同一である場合、住民記録システムとの連携により戸籍附票システムにデータベースが作成できるなどの機能があるとよい。	対応なし	対応なし。 1.1.13において、「戸籍附票システム以外でのデータベースの構築も可能とするが・・・」と記載しているため。
215	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	データベース上の項目 固定資産登録市区町村コード	固定資産登録市区町村コードを除外する。	業務精度の向上	戸籍の附票にデータとして登録する必要性について説明記載がなく、不必要と考えられる。支援措置の申出は殆どが住民登録地でされており、固定資産の状況について管理するのであれば受付地で住民記録側に登録等を行うべきと思われる。	対応なし	対応なし。 戸籍附票事務で届出を受領することも想定されるため届出情報等の管理は必要。
280	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	<データベース上の項目>固定資産登録市区町村コード、連絡先の項目がある	記載なし	業務効率の向上	固定資産の登録情報や、連絡先は支援措置申出書で確認するため、附票システムへの入力には不要。更新の都度の確認項目が多くなるため、事務が煩雑になってしまう恐れがある。	対応なし	対応なし。 少なくともシステムとしては保持できる形式にするべきであるため。
435	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	<データベース上の項目>「固定資産税登録市区町村コード」と記載がある。	—	システム上の理由	支援対象者及び併せて支援措置を求める者についてのみこの項目を管理するのはなぜか。 また、記載されている各項目については、すべてシステム上入力が必須となるのか。	対応なし	支援措置の申出を本籍地で受け付けることも想定されるため、住民記録システム標準仕様書と同様に記載している。 固定資産税登録市区町村コードについては、総務省通知（令和4年3月31日総行住第32号、総税固第8号）において、固定資産の種類や所在を把握が必要とされるときに、所在市区町村への転送が求められていることから、管理することした。 また、各項目の記載が必須であるか等については、「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データ」
316	—	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	「加害者に関する項目」に追記	「空欄を許容する」を追記	—	ストーカー行為による支援措置など加害者が特定されていないことが想定されるため	対応なし	現在の記載で読み込み可。 空欄を許容しない項目以外は、許容される。
245	戸籍担当課	第3章 様式	1 管理項目	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	【実装すべき機能】<データベース上の項目> ○支援措置対象者に関する項目 ①現本籍地市区町村の場合	「旧氏及びフリガナ」を追加する。	業務精度の向上	「旧氏及びフリガナ」は必要な情報のため。	仕様書修正	ご意見を踏まえ、1.1.13において管理する項目等を全般的に見直す。

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項目①	項目②	項目③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
248	戸籍担当課	第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	【実装すべき機能】 <データベース上の項目> ○加害者に関する項目	「・支援措置対象者との関係」	業務精度の向上	「・支援措置対象者との関係」は必要な情報のため。	仕様書修正	ご意見を踏まえ、1.1.13において管理する項目等を全般的に見直す。		
281	戸籍担当課	第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	加害者に関する項目	記載なし	業務精度の向上	加害者情報は支援措置申出書に記載がある。加害者情報まで入力すると、職員が被害者と勘違いする恐れがあり非常に危険である。	対応なし	対応なし。 総務省の提示方針として「加害者が判明している場合、DV等被害者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票（除票を含む）の写し等の交付、戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付の請求・申出が加害者からあっても、不当な目的によるもの又は相当と認められないものとして、閲覧・交付をさせないこと」としており、加害者について記録することで上記対応が確実に実行されることと想定されるため。		
88	戸籍担当課	第3章 機能要件	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	<データベース上の項目> ○支援措置対象者に関する項目 ～～	「住民票コード」を加える。また、10共通EUC機能「・支援措置対象者の一覧」において、住民票コードを併せて出力できるようにする	業務精度の向上	支援対象者について、①住民票に・住民票除票に対する支援②附票に対する支援を把握し、①のみ、②のみの支援対象者を把握できる必要がある。①と②のマッチングキーが必要であり、①住記システムと、②戸籍附票で共通キーとしての住民票コードが想定されるため。	対応なし	対応なし。 支援対象者の抑止対象事務はデータベースで保持され、そこで把握可能であるため。		
420		第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	<データベース上の項目>		業務精度の向上	同一市区町村外でも特定できるよう住民票コードを持っていないか	対応なし	対応なし。 質問の意図が不明。		
209	戸籍担当課	第3章 第3項	3.2 抑止設定	3.2 支援措置	また、戸籍の附票事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できる	(削除)	システム上の理由	戸籍の附票データには住民記録システムとの連携キーが存在せず、支援措置情報の連携は困難。	対応なし	対応なし。 住民記録システムとの連携は必要な機能であるため。なお、連携キーとして住民票コード等が存在する。		
17	戸籍担当課	第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	p.32【実装すべき機能】のデータベース上の項目に「前住所等」、「前本籍」、「固定資産登録市区町村コード」と記載がある。	検索項目を追加するかを検討する	事務効率の向上	前本籍については戸籍で確認可能な情報であり、戸籍情報システムと戸籍附票システムがパッケージされている場合、附票のデータベース上にあえて前本籍のデータを持つ必要を感じない。附票の住所は戸籍編製時の住所から記載するとされており、附票に現住所のみが記載されている場合、前住所を個別に住民票コード等を用いて住民票等から確認し反映させる必要はないと思われる。支援措置申出はそのほとんどが住所地でなされ、住所地において支援対象者の状況の詳細を管理していることが圧倒的に多い。同様の趣旨から固定資産登録市区町村コードも不要と思われる。	対応なし	対応なし。 戸籍情報システムと戸籍附票システムが別で構築された場合には情報として保持する必要があるほか、申出の情報としては前本籍の情報は保持すべきと考えるため。また、前住所についても、当該附票で管理されていない場合も十分想定される。なお、申出を本籍地で受け取る場合も想定される。		
407	戸籍担当課	第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	3 P. 支援措置対象者管理【実装すべき機能】<データベース上の機能>の各種項目欄。	項目欄に支援措置抑止の根拠法令を追加選択・入力できるように希望する。	業務精度の向上	将来的に支援措置情報を統計管理するにあたり、各種抑止の情報をデータベース化し根拠法令を明示しておいた方が、統計など支援措置データの管理をしやすい。（現行システムでは根拠法令を選択可）	対応なし	対応なし。 その他項目の活用を想定。		
282	戸籍担当課	第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	転送情報	記載なし	業務効率の向上	支援措置申出書とともに、他市からの通知は保管している。入力日時以外は附票システムへの入力には不要である。	対応なし	対応なし 少なくともシステムとしては保持できる形式にするべきであるため。		
54	情報政策担当課	第3章 機能要件	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	支援措置の実施に当たっては、支援措置対象者の戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に支援措置対象者である旨の表示ができることと、戸籍附票システム内に以下に掲げる項目のデータベースを構築し、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票の上記表示から画面遷移し、支援措置責任者の了承を得て又は支援措置責任者のみが端末画面上でデータベースを確認できること。	支援措置の実施に当たっては、住民記録システム上の支援措置対象者のデータを参照し、支援措置対象者の戸籍の附票及び戸籍の附票の除票に支援措置対象者である旨の表示ができること	業務効率の向上	支援措置対象者については二重管理とならないよう1つのシステムで一元的に管理できるのが望ましいと考える。	対応なし	対応なし 戸籍附票事務として申出を受ける場合も想定されるものであるため。なお、住所地と本籍地が同じ場合には、住基の支援措置情報が連携されるため、住基を参照することも可能。		
166	戸籍担当課	第3章 機能要件	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	○支援措置対象者に関する項目	管理データの性質上詳細項目は被害者の住所に直結する住民記録システムあるいは個別のシステム構築で管理するのが望ましいと考える。（附票はフラグの有無のみで詳細は個別システムで確認する方法が望ましい）	住民サービスの向上	附票システムで保有するデータとしては詳細すぎると考える。附票の生成にデータ以外にDB上の項目として保有するとデータ量も多く固定資産登録市区町村コードや連絡先など23区の自治体では把握（入力）できない項目を本システムで保有する意図がわからない。	対応なし	対応なし 戸籍附票事務で届出を受取ることも想定され、届出情報等の管理は必要となるため。また、住基との支援措置の連携により、二重管理による課題も解決と想定。		
167	戸籍担当課	第3章 機能要件	1.1 戸籍の附票データ	1.1.13 支援措置対象者管理	【実装すべき機能】	意見（実装要否、考え方）	法令への対応	附票システムと住民記録システムを混同して仕様書に記載されていないか。附票システムでは「支援措置対象者より支援を求められている事務」のうち住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付という項目や「転送情報」は不要と考える。	対応なし	対応なし 戸籍附票事務で届出を受取ることも想定されるため届出情報等の管理は必要となるため。		
135	戸籍担当課	第3章 機能要件	3.1 異動・発行・照会抑止	3.1 異動・発行・照会抑止	「それに先立ち20.2.1の支援措置期間終了通知を出力できること。」と記載がある	削除	業務効率の向上	支援措置申出書は住基サイトで受理しているため、戸籍サイトから通知書を送付する必要がないため。	対応なし	対応なし 戸籍附票事務として申出を受ける場合も想定されるものであるため。		
506	戸籍担当課	第3章 第11項	11.1 エラーアラート項目	11.1 エラーアラート項目	【アラート項目17】「支援措置の期間が終了している支援措置対象者の戸籍の附票を参照した場合」	不要	業務効率の向上	支援措置の更新案内や受付は住所地で行うため不要 支援措置対象者の証明発行時は台帳を確認するため不要	対応なし	対応なし 戸籍附票事務として申出を受ける場合も想定されるものであるため。 また、台帳の確認漏れ等を防ぐため必要であり、アラートは必要。		
421		第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.14 郵便番号	住所の郵便番号を管理すること。		業務精度の向上	郵便番号変換テーブルの更新方法は何を想定しているか	対応なし	対応なし。 標準仕様書においては、管理可能とすることを求めるものであり、実際の更新方法等は各ベンダで対応されるものと想定。		
168	戸籍担当課	第3章 機能要件	1.1 戸籍の附票データ	1.1.15 フリガナ	【実装すべき機能】	意見（実装要否、考え方）	法令への対応	住民記録システムのカナと戸籍の読み仮名の整合性について未だ示されていない中で、住民記録システムに準じて良いのか。また付すタイミングはどう考えているのか。読み仮名法制化によっては作業重複になるのではないか。	軽微修正	【考え方・理由】から、「住民記録システムに準じて管理を行う。」を、削除する。		
422		第3章 第1項	1.1 戸籍の附票データ	1.1.15 フリガナ	氏名については、フリガナを管理すること。		システム上の理由	「フ」と「ヴ」など同音異字の統一変換テーブルや「ャ」など小文字使用の可否など他システムと共通性を担保	対応なし	対応なし。 【考え方・理由】に記載しているのとおり。		
283	戸籍担当課	第3章 第1項	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	修正の事由	住基の異動事由と一致させること。異動事由も統一させること	業務効率の向上	異動事由相違による、混乱を防ぐため。特に、住居表示後の職権記載について、戸籍附票に記載するための連絡が多く、事務が煩雑になることが多いため。 RPA等で利用する場合、コードが相違することによりシナリオ作成が複雑になるため統一することが必要。	対応なし	対応なし。 分科会等における検討において、改造仕様書上の事由を前提に最低限の異動事由を設けることとされたため		
403	戸籍担当課	第3章 第1項	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	(P37) 住民票における職権記載・削除・修正等は、附票ではいずれも「職権修正等」の異動事由で記載する。	戸籍届出による場合は、記載・削除・修正の事由を設けている。証明書を見た時の分かりやすさを考えると、住民票における記載・削除・修正についても、それぞれ異動事由を設けるべきだと考える。	住民サービスの向上	同じ異動内容であるにもかかわらず、住民票と戸籍附票で異動事由が異なっていると、住民が証明書の記載内容を理解しづらくなってしまう。また、住民票が削除された後、未届転入や住所設定で住民登録した場合でも、異動事由が「職権修正等」であると、削除前の住所から住民登録が継続していたように見えてしまい、附票を見た方に誤解を与えてしまう。	対応なし	対応なし。 考え方・理由に記載しているのとおり、住民票の異動事由については、住基ネット回線を通じて連携される異動事由を管理することとしており、詳細な事由は住民記録システム側を参照することで確認可能と想定。		
155	住基担当課	第3章 機能要件	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	異動事由の種類が、「戸籍附票システム改造仕様書（インタフェース編）」に記載されている附票記載事項通知の異動事由と比較して不足している。	戸籍附票システム標準仕様書または「戸籍附票システム改造仕様書（インタフェース編）」を修正して整合性を持つように修正する。	システム上の理由	戸籍の附票の住所履歴に関しては住所地からの附票記載事項通知によってのみ記載されることとなる。したがって附票記載事項通知の異動事由と、本仕様書に記載される異動事由は一致させる必要がある。	軽微修正	改造仕様書の異動事由と一致する形としているが、住民票コードの触感記載及び住民票コードの変更請求のマッピング先が不明瞭であるため、職権記載、職権修正にマッピングする旨を考え方・理由に追記する。		
169	戸籍担当課	第3章 機能要件	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	【実装すべき機能】 異動事由は現行の附票事由（通知・職権削除・転入未届による削除など）とする		法令への対応	住民記録システムで入力する項目名と一致させる必要はなく、戸籍が変動すれば附票も新たに編製されるため「戸籍届出等による～」はかえって煩雑。異動の取り消し（増）（減）も基準点が住民票世帯であるため、附票には関係ないと考える。	対応なし	対応なし 分科会等における検討において、改造仕様書上の事由を前提に最低限の異動事由を設けることとされたため。また、異動の取消については、個人の転入取消等も起因となるものであり、分りやすさの観点からそのような記載としている。		
153	住基担当課	第3章 機能要件	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	転入・転居・転出等の住所履歴が、戸籍届出による記載・修正・削除と混在して「異動事由」として管理する仕様になっている。	転入・転居・転出等の住所履歴は「異動履歴データ」の「異動事由」としては管理しないように修正する。	システム上の理由	「1.1.1 戸籍の附票データの管理」の中で、「住所（方書を含む。）の履歴」及び「住所を定めた年月日の履歴」は、「異動履歴」として管理する各項目とは別項目として管理することとされている。「異動履歴」として管理する各項目の中に住所履歴も含めると、データを二重管理することになる。また、住所履歴については附票記載事項通知、その他の項目の履歴については戸籍情報システムからの情報連携で作成するところ、それぞれ全くの別項目として管理する方がシステムの動作としてもシンプルで効率的にすることが可能。	対応なし	対応なし 異動履歴として管理する項目に住所の履歴や住所を定めた年月日の履歴は含まれておらず、二重管理になっていないため。		
437	戸籍担当課	第3章 第1項	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由	「○記載の事由・戸籍届出等による記載」と記載がある。	戸籍の回復及び戸籍に記録された者の回復の際の附票の処理について、記載をしないといけないか。	法令への対応	回復前の附票に記載されている情報を全て回復後の附票にも記録するか。また、個人回復の場合、附票においても末尾に当該個人を回復させるのか。	対応なし	対応なし。 戸籍の附票においては詳細な事由は保持せず、最低限の事由で対応する方針で、詳細な事由は戸籍において確認することを前提としているため、戸籍の届出等による記載・削除・修正で対応する。		

No	意見詳細					修正前		修正後		修正案、ご意見の理由		回答	
	発出者	対象章	項目①	項目②	項目③	区分	理由	区分	理由	方針	回答	回答	
												方針	回答
682	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.2 異動履歴データ	1.2.2 異動事由			業務精度の向上	附票の備考欄に異動履歴が残り、保存期間も消滅および改製日から150年になることから、附票のルールを統一してほしい。特に「考え方・理由」に「本仕様書において異動事由「コード」というデータベースの物理的な異動事由コードのラインナップは定義されていない」とあるが、市町村職員の手入力による修正が多いため、「誤記修正」の場合の異動事由コードと異動日について、ルールを統一して提示してほしい。	対応なし	対応なし。	誤記修正の取扱いについては、「4.1.4 誤記修正」に記載のとおり。また、異動事由コードについては、「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」にて、管理することとしている。	
315	情報政策担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.1 入力場所・入力端末	…、戸籍附票システムを使用する場所として、本庁、支所、出張所、戸籍附票システム利用課等の入力場所及び入力端末等の登録管理ができること。	…、戸籍附票システムの使用者及びその所属を登録管理ができること。	システム上の理由	住民記録システムに準ずる。	対応なし	対応なし。	既に住民記録システム標準仕様書と記載が統一されているため。	
61	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.1 入力場所・入力端末	入力端末等に関する要件について、仮想クライアントの場合の考え方を明確にしておくべきと考えます。（手動入力も許容するか等）	入力端末に関する要件について、仮想クライアントの場合の考え方を明確にしておくべきと考えます。（手動入力も許容するか等）	システム上の理由	システムをVDI上で利用する場合（仮想クライアントが動的に割り当てられる等する場合）、上記の“端末”は仮想クライアントとすることで差し支えないでしょうか。それと、実際に操作する物理端末の特定が必要でしょうか。	対応なし	対応なし。	仮想クライアントの入力場所・入力端末を登録することも可能である。	
170	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住所辞書管理	【実装すべき機能】郵便番号を入力することで、住所が自動で入力される	郵便番号からの入力は不要	業務効率の向上	住所入力が入力があれば問題なく、何らかの通知を各人に送付することを想定しているのならば、住所から郵便番号が引ければ良いと考えます。現在も戸籍では本人確認通知など通知類は郵便番号が印字されるので、同程度の仕組みで良いと考えます。	対応なし	対応なし	住民記録システムの分科会において、郵便番号入力のニーズがあると判断されており、戸籍の附票においても同様と考えるため。	
59	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住所辞書管理	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コード、都道府県コード、市区町村コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。	理由に記載の想定時における運用についても、考え方等について明確にしておくべきと考えます。（手動入力も許容するか等）	業務効率の向上	近隣自治体において行政区画変更があった際、附票記載時の住所に最新住所がないことが想定されますが、その場合は手動入力を許容する想定でよいでしょうか。（附票システムは今後、住基ネットCSとの連携が常態化する中で、手動入力データに問題（リスク）がないかを懸念しております。）	対応なし	対応なし。	想定されているケースについては、住所を住民記録システムで修正した後、CSを通じて修正後の住所情報等が連携されるため、戸籍附票システムにおける手動入力は想定されない。戸籍附票システムとCSとの連携については「4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込」に記載のとおり。	
673	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住所辞書管理	【全国的に提供されるもの】について	クラウド化などされ、一括で管理されるものか、あるいはCD等の更新媒体が無償で提供されるのか詳細な記載が欲しい。	業務効率の向上	更新用の媒体を購入しなければならない場合、予算の都合や事務効率などにかかわるため。	対応なし	対応なし	現時点での対応はなし デジタル庁のアドレス・ベース・レジストリの方針等を踏まえて再検討を行う予定。	
43	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住所辞書管理	記載なし	記載なし	業務精度の向上	住所辞書は精度の高いものの提供をお願いします。現在の戸籍附票システムは精度が高いと思いますが、住民記録システムでは「・」の字が「塚」に、「・」の字が「渚」になっているというように、正しい字が入っていないことが多いように思います。入力ミスが減らすために精度の高い住所辞書の提供をお願いします。	対応なし	対応なし。	住所辞書については全国的に提供されるものを使用することを想定しており、本仕様書内で規定する想定はない。	
302	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 交付履歴の管理	【交付履歴の管理】について	戸籍の届出の審査の際、戸籍全部事項証明書及び戸籍の附票の全部証明書を出力し確認していること及び交付の際に必要な証明書を更新する申請者もいることから、履歴と交付件数にズレが生じ、その原因の解明に多大な時間がかかる懸念がある。	業務効率の向上	戸籍の届出の審査の際、戸籍全部事項証明書及び戸籍の附票の全部証明書を出力し確認していること及び交付の際に必要な証明書を更新する申請者もいることから、履歴と交付件数にズレが生じ、その原因の解明に多大な時間がかかる懸念がある。	対応なし	対応なし。	証明書は申請に基づき出力されるものであり、履歴と交付件数のずれが生じることが想定されないため。なお、確認等においては内部帳票で確認することを想定している。	
546	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住所辞書管理	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コード、都道府県コード、市区町村コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。	システムの仕様書としては問題ないため、仕様上の修正は不要。	業務精度の向上	辞書に登録されている字名などが、誤ったままの自治体が多数ありデザイン差で済むものもあればそうでないものもある。辞書の修正に関する運用として、修正がある自治体からの報告を義務化してほしい。	対応なし	対応なし。	本仕様書に係る内容でないため。なお、アドレス・ベース・レジストリにおいて、運用を検討中。	
438	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 交付履歴の管理	「～以下の項目を管理すること。～」と記載がある。	記載なし	システム上の理由	記載されている各項目については、すべてシステム上管理（データ保持）が必須となるのか。交付区分や処分情報について、どのタイミングでどのようにシステムにおいて情報を持つことになるのか。	対応なし	対応なし。	ベンダの実装方法に依存する部分であるが、入力が必要な項目は交付を行う際に、その他の項目は操作履歴として記録される想定。	
426	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.5 交付履歴の管理	【交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求）】は「実装すべき機能」とされている。	【交付区分（本人等請求、公用請求、第三者請求）】について「実装してもなくてもいい機能」とされた。	業務精度の向上	交付区分については、本人通知制度を採用する自治体を念頭に置かれたものであって、当該制度を実施しない自治体については、当面は交付区分の記録を取らなくてもよいという理解でよい。当区の実務上は公用とそれ以外の区分があればよく、もし第三者請求等も実施するのであれば、発行時に区分するボタンの設定が必要となるため、明示いただきたい。	対応なし	対応なし	交付履歴を含む証明書の発行状況は、情報開示請求の際等に必要となるため。（住民記録システム標準仕様書の「考え方・理由」より）	
326	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.6 認証者	期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間の管理ができること	期間等事前に登録した条件によって、自動的に切り替わることができるよう職務代理者期間の管理ができること	業務効率の向上	【質問】市区町村長の附票を発行する際、職務代理者が認証者となる必要があるとの回答を戸籍ベンダーから受けています。「期間等事前に登録した条件」の中に、市区町村長の発行の際自動的に切り替わることも含むと考えていいのでしょうか。	対応なし	対応なし。	職務代理者の公印を管理できることとしており、必要に応じて当該公印を利用いただければよい。	
527	戸籍担当課	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.6 認証者	【実装しない機能】「証明書等の認証者を「〇〇長 公印」のように氏名空欄とできること。」と記載がある。	【実装してもなくてもいい機能】に修正する。	業務効率の向上	事務処理要領上、記名押印の記載はありますが、本市では事務能率と市民サービスの向上から附票の写しを発行する際は、区長氏名を省略し、職名のみを記載し、交付することとしている。そのため実装してもなくてもいい機能への修正をお願いしたい。	対応なし	対応なし。	職務代理者の公印を管理できることとしており、必要に応じて当該公印を利用いただければよい。	
18	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.1 検索	2.1.3 基本検索	p.43【実装すべき機能】検索項目に「住所」「住所コード」の記載がある	補足説明を追記する	業務精度の向上	この検索は、どの場面での想定かを明記していただきたい。戸籍の附票の写しの請求の際は、戸籍と共通項目である本籍・筆頭者で該当戸籍を特定するとされている。現行システムでは、このほかの検索項目としては氏名・生年月日等がある。戸籍の写しの請求があった場合の検索においては、請求の際明らかにすべき事項ではない住所、住所コードは不要と考える。附票処理においては検索項目として差し支えない。	対応なし	対応なし	戸籍附票システムとして幅広く検索できるようにするため。	
387	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「住所・住所コード・住民票コードから検索できること」と記載がある。	「住所・住所コード・住民票コードから検索できること」を削除する。	業務効率の向上	附票は戸籍を単位として作成されるため、基本的に本籍、戸籍の筆頭者を指定して請求するもので、住所から検索する必要はないと思われるため。不要な項目は削除した方が入力の際に迷わないと思われる。	対応なし	対応なし	戸籍附票システムとして幅広く検索できるようにするため。	
631	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.1 検索	2.1.3 基本検索	「氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること」と記載がある。	「氏名及び住所」を「氏名、住所及び本籍」に修正する。	住民サービスの向上	附票の請求に当たっては「戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令」第1条第2項第1号等の規定により「戸籍の表示」を明らかにすることとされているが、当市においては住居表示等氏の事業で本籍が変更された場合など日本籍による申請を受理することもあるため。	仕様書修正	ご指摘に基づき修正する。		
19	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.1 検索	2.1.3 基本検索	p.44【実装すべき機能】に「氏名及び住所の検索は、過去のものも横断的に検索できること」と記載がある。	本機能を再検討する	業務精度の向上	本機能を備えとした場合、データ量が膨大となり、検索時の負荷もかなり大きいと思われる。検索に係る時間も長くなる可能性がある。氏名については変更前後の氏名で検索可能とする必要があるが、住所については過去の住所で検索可能とする必要性を感じない。	対応なし	対応なし	戸籍附票システムとして幅広く検索できるようにするため。	
325	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.1 検索	2.1.3 基本検索	実装しない機能に「異動者一覧を表示している状態で、検索条件を加えての再検索（絞込み）ができること。」と記載がある。	【実装しない機能】から【実装してもなくてもいい機能】に変更する。	業務効率の向上	条件を加えた再検索機能は実装されなくても業務に支障はないが、絞り込みができた方が検索処理の時間短縮となる。	対応なし	対応なし	複数条件検索ができるのであれば不要であるため。	
531	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.1 検索	2.1.3 基本検索	【実装すべき機能】に「検索機能に基いて、証明書及び帳票が出力できること。」を追記する。	【実装すべき機能】に「検索機能に基いて、証明書及び帳票が出力できること。」を追記する。	業務効率の向上	検索機能を基に証明書及び帳票が出力できることを明記してほしい。	対応なし	対応なし	検索→該当者の帳票の選択→印刷 といった画面遷移に関する部分（画面要件）は標準仕様書の定義対象範囲外であるため。	
20	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.2 照会	2.2.1 異動履歴照会	p.45【実装しない機能】に、複数の戸籍に附票がまたがる同一個人を単位として履歴が照会できることと記載がある	【実装してもなくてもいい機能】に修正する	業務精度の向上	戸籍附票の写しの請求は、住所履歴を追う必要がある場合が多い。例えば、自動車の名義変更など、車検証の住所から現住所までの住所履歴をつなげる必要があるため、複数の戸籍がある場合は履歴を追う機能があった方が望ましい。現行戸籍システムにおいて選り機能が実装されているベンダーにおいては、引き続きその機能を備えられるようにしていただきたい。	対応なし	対応なし	個人を検索することで、当該者の検索結果が複数表示されることから、当該検索結果から選択し、確認できるため。	
423	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.2 照会	2.2.2 交付履歴照会	個人を特定した後に、1.3.5（交付履歴の管理）に規定する証明書の交付履歴（20.1.1.（戸籍の附票の写し）、20.1.2.（戸籍の附票の除票の写し）について、照会できること。	個人を特定した後に、1.3.5（交付履歴の管理）に規定する証明書の交付履歴（20.1.1.（戸籍の附票の写し）、20.1.2.（戸籍の附票の除票の写し）について、照会できること。	業務精度の向上	誤出力管理（実際に交付していない）もできるようにできないか。	対応なし	対応なし。	1.3.5における「処分情報」において、誤出力である旨など記載し、管理できることとなっているため。	
408	戸籍担当課	第3章 機能要件	2 検索・照会	2.2 照会	2.2.4 支援措置対象者照会	2.2.4【実装すべき機能】支援措置対象者の詳細情報が確認できることと記載がある。	詳細情報に附票の抑止範囲を明示できるようにする。	業務精度の向上	戸籍・住民票システム連携に伴う、各種支援措置対象者照会の一元化に寄与されるため。	対応なし	対応なし。	1.1.13 支援措置対象者管理において、「支援措置対象者より支援を求められている事務」を管理することとしているため。	
65	事業者	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.1 異動・発行・照会抑止	—	抑止事由（支援措置、外字作成中、戸籍異動中等）を選択できること。	抑止事由について、「等」とせず標準の事由を特定規定すべきと考えます。	業務精度の向上	ベンダが変更となる場合、抑止情報を適切に移行するために、標準の事由を規定して頂きたいと考えます。	軽微修正	「等」を削除する。		

No	意見詳細										回答	
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答	
								区分	理由			
21	戸籍担当課	第3章 第3 項	3 抑止設	3.1 異動・発行・照会抑止	-	p.49【実装すべき機能】に発行抑止の一時解除については、「庁内各システムへのデータ連携は不要とする」と記載がある	この記載を削除する	業務精度の向上	戸籍附票システムは、住所人以外の情報を保有することから、庁内システムへのデータ連携していないため、この記載は不要と思われる。	対応なし	対応なし 住記システムへの支援措置情報の連携などが想定されるため。	
439	戸籍担当課	第3章 第3 項	3 抑止設	3.1 異動・発行・照会抑止	-	【実装すべき機能】「支援対象者に対する抑止、排他制御、その他の抑止を管理できること。」と記載がある。	支援対象者の戸籍の附票について交付請求がされた際、備考欄に記載されている各項目について記載の可否の判断に苦慮することが想定されるため、その判断基準について法的整備を要望する。	法令への対応	N o . 3 に同じ	対応なし	対応なし。 備考欄は特別の請求等があった場合に限り記載するものとしているため。	
250	戸籍担当課	第3章 第3 項	3 抑止設	3.2 支援措置	-	【実装しなくても良い機能】支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。	削除。 「支援の必要性について確認後、申出者に支援措置を開始する旨の通知を出力できること。」を【実装すべき機能】に追加する。	業務効率の向上	戸籍の附票システム内に構築されたデータベースから通知を出力することで、業務効率及び精度が向上するため。	対応なし	対応なし。 即時性を優先し、支援措置開始に関する帳票様式（対自治体、対対象者）の規定は実施しない。	
220	戸籍担当課	第4章 第3 項	3 抑止設	3.1 異動・発行・照会抑止	-	実装すべき機能に記載なし	支援措置とは関わらずに戸籍の届出に基づき戸籍の処理を行っている場合、対象者を検索した際に異動処理中の表示がされること。	業務精度の向上	戸籍の届出がなされ処理が行われている場合においては、処理が完了するまで戸籍の附票の発行を行うべきではないため、表示が必要である。	対応なし	対応なし すでに3.1 異動・発行・照会抑止において、証明書を発行する際の検索する場面を想定し、「検索結果の表示の際、抑止対象であることが明らかとなること。」と記載しているため。なお、抑止事由として戸籍異動中も存在している。	
675	戸籍担当課	第3章 第3 項	3 抑止設	3.1 異動・発行・照会抑止	-	「アラートを表示する機能」について	該当者の画面を参照するだけでなく、支援終了が近い対象者を抽出する機能を設けて欲しい。	住民サービスの向上	該当者の画面を参照した際にアラートがでないのであれば、延長漏れを防ぐことができずと考えるため、抽出する機能を設けてほしい。	対応なし	対応なし。 9.2 抑止対象者において、抑止対象者一覧を出力することができることとしているため。	
528	戸籍担当課	第3章 第3 項	3 抑止設	3.2 支援措置	-	【実装すべき機能】「支援措置の延長期間については、支援措置の期間終了日の1か月前から、支援措置期間の延長処理を行えることとする」と記載がある。	「期間終了日の1か月前」を「業務上支障がない期間から」に修正する。	住民サービスの向上	事務処理要領に記載はありますが、実務上、支援措置対象者の事情により1か月前以上に支援措置延長の申出をすることがあるため、修正をお願いしたい。	仕様書修正	「支援措置の延長については、支援措置の期間終了日の1か月前から、」を削除し、「【考案・理由】について以下に修正する。 「支援措置期間の延長については個別の事情に応じ延長処理の開始については制限を設けないこととしたが、要領第5-10-キで規定されている通り、「支援措置の期間終了の1か月前から、支援措置の延長の申出を受ける」運用が想定される。なお、延長漏れを防止するため、支援措置の期間終了の1か月前	
22	戸籍担当課	第3章 第3 項	3 抑止設	3.2 支援措置	-	p.50【実装すべき機能】に「常時又は戸籍附票システム終了前にその旨を表示できること。」と記載がある。	「照会した仮支援措置対象者の戸籍の附票データを確認する画面からメニュー画面等に戻る際にその旨を表示できること。」と修正する。	業務精度の向上	仮支援措置対象者は常時相当数の件数が存在するため、常時又は戸籍附票システム終了前の表示の運用では、形骸化する可能性が高い。仮支援措置対象者の一覧が出力できれば、不要な機能と考える。その旨を表示するのであれば、対象者選択時等が適切と考える。	仕様書修正	「常時又はシステム開始時及びシステム終了時」に修正する。 なお、常時とするか、システム開始時及び終了時とするかは自治体の運用に合わせて判断いただく想定。	
172	戸籍担当課	第3章 機能要件	3 抑止設定	3.2 支援措置	-	【実装すべき機能】1か月以内に支援措置の期間が終了する旨のアラートを表示できる	支援措置終了1か月前からのアラートは不要	業務精度の向上	終了後のアラートと誤認する可能性もあり、実務的とは考えられない。してもなくてもよい機能である認識。	対応なし	対応なし。 アラートで表示されたメッセージは重要な事を示すもので、正確に確認したうえで対応する前提であり、支援措置対象者保護の観点から必要な機能であるため。	
339	情報政策担当課	第3章 第3 項	3 抑止設	3.2 支援措置	-	戸籍の附票事務として支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できること。	戸籍の附票データを確認する画面からメニュー画面等に戻る際にその旨を表示できること。」と修正する。	システム上の理由	支援措置の起点が戸籍附票システムとなることと想定されることだが、戸籍附票システムから住民記録システムへ支援措置の連携がされた場合、住民記録システム以外の標準準拠システムへはどのように連携される想定か。支援措置の起点は主には住民記録システムとなることを考えると、他の標準準拠システムへの連携は、主には住民記録システムからと想定されるが、戸籍附票・住民記録・それ以外の標準準拠システム間の支援措置の連携が戸籍附票起点・住民記録起点それぞれの場合でどのような関係になるのかシステム的なフローを示していただきたい。	対応なし	デジタル庁が連携要件の標準として作成する「機能別連携仕様」にて示される。 なお、住民記録システムとの連携キーとして住民票コード等が存在する。	
529	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	-	4.0.1 異動者	【実装すべき機能】戸籍の附票の異動処理において、当該異動処理の対象者の戸籍の附票が存在しない場合には、異動者の情報を入力できること。	左記の処理後、戸籍システムで戸籍届出等に基づき異動者の入力・決裁がされた戸籍に反映した場合、先に手入力で行った異動者と同じ人について複数登録されないこと。」を追加する。	業務精度の向上	同一人につき複数の戸籍の附票が存在してしまうことを防止するため、修正をお願いしたい。 【参考】第3章11エラー・アラート項目11.1エラー・アラート項目中、アラート一覧「23」	対応なし	対応なし。 アラートでの対応を想定しているため。	
125	事業者	第3章 機能要件	4 異動	-	4.0.2 異動日・処理日	異動日は、転出を除き処理当日以前の日のみを入力できること。	異動日は、処理当日以前の日のみを入力できること。	業務精度の向上	戸籍附票には転出予定の異動は記録しない認識です。	仕様書修正	ご指摘に基づき対応する。	
499	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	-	4.0.5 一括入力	本機能は、一般市区町村においては、実装しなくても良い。	本機能は、すべての市区町村で実装する。	業務効率の向上	現在、使用している機能であり、個別に行うより処理時間が早い。	対応なし	対応なし 規模に応じて実装を判断いただきたい。	
440	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	4.1 職権	4.1.1 戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等	【実装すべき機能】「なお、戸籍法第24条第2項、第113条、～。」と記載がある。	「戸籍法第24条第2項、」の次に「同条第3項、」を追加する。	法令への対応	戸籍訂正については、戸籍法第24条第3項に基づく職権訂正も含まれるため。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。	
60	事業者	第3章 機能要件	4 異動	4.1 職権	4.1.1 戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等	戸籍届出等に基づく戸籍の附票の職権記載等	-	システム上の理由	戸籍附票システムは住基ネットCSとの随時の連携が想定されるが、庁内のNW障害時の縮退運用など非機能要件については、非機能要件グレード（地方公共団体版）に従い、自治体と戸籍附票システムベンダが基準を判断するという認識で良いか。（非機能要件の規定レベルは自治体毎に高低がついてよいという理解でよいでしょうか）	対応なし	非機能要件については、旧IT室（現デジタル庁）・総務省において既に「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」が示されており、当方針に基づき対応されたい。	
390	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	4.1 職権	4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動	「国民投票日の翌日に、」と記載がある。	「国民投票日の翌日に、」を削除する。	業務効率の向上	在外投票人名簿の内容を投票日翌日に職権削除するにはシステムで対応すると思われるが、対象者が本籍人全体から見るとそれほど多くないと思われるため、システム対応の必要性がないと思われる。	対応なし	対応なし 対応が明確になっているため。	
634	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	4.1 職権	4.1.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市区町村の異動	【実装しなくても良い機能】在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に登録されている者の一覧について出力できること。」と記載がある。	実装すること。	業務精度の向上	定期的な在外選挙人名簿及び在外投票人名簿に登録されている者について記載漏れがない定期的に確認するため。	対応なし	対応なし 自治体の規模等に応じて要否が変わるため。	
625	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	4.1 職権	4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	取り込んだ通知を表示できる形で保存できること、および印刷ができること。	-	法令への対応	令34条3項及び要領第5その他2（2）保存に、通知書は受理された日から1年間保存するとされています。CS側のデータ保存期間は1年間より短く、CS側から印刷できない場合には既存住基側で対応する必要があります。（附票記載事項通知の附票AP移行の際にCS側から印刷ができなくなった経緯から）そのため、通知の元データを1年間保存し随時に表示できる、もしくは印刷する機能が必要です。	仕様書修正	第1章4(2)を以下に修正する。 「なお、実装必須機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用しなくてもよい機能があり、個別に判断する必要があります。また、本仕様書には明記していませんが、取り込んだ通知の保存年限等、当然に法令に沿った機能及び運用を満たす必要がある。」	
683	戸籍担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 職権	4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込	-	-	業務精度の向上	自動で処理されない「文字化け」について、住所だけでなく「住所の方書」についても外字や文字化けをエラーとしてほしい。	対応なし	対応なし 住所に限ったものではないため。	
404	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	4.1 職権	4.1.4 誤記修正	(P58) 現存者における過去の住所履歴の修正方法についての記載がない	住民票と照合した結果、現存者における過去の住所履歴について、誤記載、遺漏、余事記載等が判明した場合の修正方法について記載すべきであると考え。履歴の修正方法としては、過去の履歴を直接修正（場合によっては削除または追記（履歴間への挿入））する方法と削除者等と同様に備考欄に記載する方法とが考えられる。	業務精度の向上	附票に記載されている過去の住所履歴に明らかな誤りが見つかる場合がある。その場合の修正方法について、はっきりと明示しておくことで、全ての自治体で修正方法を統一すべきだと考える。	仕様書修正	過去の住所履歴における誤記修正については、過去の公証事項の修正となり、削除となった者及び除票に対する誤記修正と同四の方法で修正する想定であり、その旨を明記する。	
151	戸籍担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.1 職権	4.1.4 誤記修正	【実装しなくても良い機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること。	【実装すべき機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること。	システム上の理由	婚姻等により新戸籍を編成する際、従前本籍と新本籍がともに本市の場合、従前本籍の附票の最終住所が、システム上、自動で新本籍の附票の最初の住所となる。戸籍届出と同時に住所異動届があった場合、異動履歴を残さない上書き修正の機能を使用し、新戸籍の附票の最初の住所を旧住所から新住所に修正しているため、異動履歴を残さない上書き修正の機能は必要である。	対応なし	従前の戸籍の附票が除票となっている以上、新しい戸籍の附票の住所地を追記すること不可。また、別の手法（※）で戸籍の附票の住所の記載の連続性を確認することができることから、戸籍附票システム標準仕様書では対応しない。  ※例えば、従前の戸籍の附票の削除日と新しい戸籍の附票の編製日で戸籍の附票の連続性を確認したり、住民票の写して住所の連続性を確認するなど	
217	戸籍担当課	第3章 第4 項	4 異動	4.1 職権	4.1.4 誤記修正	実装しなくても良い機能 異動履歴を残さない上書き修正ができること。	左記について実装する機能とする。	業務効率の向上	修正直後に誤入力が発覚した場合、誤った住所等の記載をあえて履歴として残す必要がなく、上書き修正で対応すべきである。	対応なし	対応なし 誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履歴を抹消等してしまうことは、戸籍附票情報の正確性・整合性確保等の観点から適切ではないため。	

No	意見詳細					回答					
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		方針	回答
								区分	理由		
288	戸籍担当課	第3章 第4 異動	4.1 職権	4.1.4 誤記修正	【実装しない機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること。	【実装してもなくても良い機能】に変更する。	住民サービスの向上	現状においては軽微なものについては履歴を残さず上書き修正している。特に方書きの表示方法については、変更があっても通知を行っていない自治体があり、戸籍届出や住所異動の履歴確認の際に発覚するケースが往々にして見受けられ、必ずしも附票の表記と住民票が合致しているわけではないため。また住居表示未実施の地域においては住所設定時の地図上の地番確認を行えない場合が多々あり、市民の申請通りに住所設定を行ってすぐに訂正申出を受けるケースも見受けられるため、誤申請等による不要な記録は極力残すべきではないと考えるため。	対応なし	対応なし 誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履歴を抹消等してしまうことは、戸籍附票情報の正確性・整合性確保等の観点から適切ではないため。	
635	戸籍担当課	第3章 第4 異動	4.1 職権	4.1.4 誤記修正	【実装しない機能】異動履歴を残さない上書き修正ができること。と記載がある。	実装すること。	業務効率の向上	当日中や証明発行前に判明した住基システム入力時の誤りに対応するため。	対応なし	対応なし 誤記に伴う修正を行い、それに伴う操作履歴を抹消等してしまうことは、戸籍附票情報の正確性・整合性確保等の観点から適切ではないため。	
173	戸籍担当課	第3章 機能要件	4 異動	4.2 異動の取消し	【実装すべき機能】異動処理の取消しができる	異動の取り消しを附票に反映させる必要はない	業務効率の向上	本件は現在「履歴のない修正」とされる部分だと考えるが、附票は最終的に正しいデータのみが送信あるいは二重送信の優劣を送信元の住民記録システムで設定してもらえば、記録として問題がないと考える。1.2.2でも触れたが世帯基準での増減は関係ないと考える。	対応なし	対応なし 転入取消等による異動の取消も想定されるため。	
641	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.1 証明書記載事項	-	「デジタル手続法第10号施行日前に削除となった者について、戸籍の附票の写し等に住民票コードを記載しないこと」と記載がある。	-	システム上の理由	個人識別符号取得のためにすでに住民票コードを保持している者が10号施行日までに削除となった場合、住民票コードを消す作業が必要になる。システム上施行日以前に削除となった者についてはその項目が出力されなくなったり、自動で削除となったりする機能があること。	対応なし	対応なし 削除年月日により、その者が10号施行日前に削除されたかどうかは判断がつかぬものであり、システム的な制御は可能。	
24	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.5 公印・職名の印字	-	p.63【実装すべき機能】に「また、「公印省略」「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。」と記載がある。	「公印省略」を削除する。	業務精度の向上	【考え方・理由】には「戸籍の附票の写しは公文書に当たるため、公印が必要。」と記載されており、任意の固定文言の例示だとしても好ましくない。	軽微修正	ご指摘に基づき修正する。 また、考え方・理由において、各市区町村における規定等について記載する。	
679	住基担当課	第3章 第5 証明	5.1 証明書記載事項	-	「証明書が複製にわたる場合は、最終ページに認証文が印字されること。」と記載がある。	「証明書が複製にわたる場合は、最終ページに認証文が印字され、電子公印が出力されること。」に修正する。	業務精度の向上	一つの証明に係る電子公印は一つとして、交付誤りを防止し、業務精度が向上すると考えるため。	仕様書修正	以下に修正する。 「証明書が複製にわたる場合は、最終ページに認証文及び電子公印が出力されること。」	
211	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.5 公印・職名の印字	-	なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、証明書専用の印、カード券面用の印）が選択できること。	なお、公印は電子公印に対応し、種類（市区町村長又は職務代理者の印、証明書専用の印）が選択できること。	システム上の理由	「カード券面用の印」の用途が明らかでない。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。	
442	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.1 証明書記載事項	-	【実装すべき機能】特別の請求又は必要である旨の申出がある場合には記載の選択ができること。～と記載がある。	証明書における備考欄の記載について、判断基準等法的整備が必要と考えるが、別途お示しいただけるのか。請求できる範囲について、住記法にて定めるよう要望する。	業務効率の向上	請求者は備考欄に何が記載されているのか知ることができず、市区町村長が判断することになり、また、第三者請求において証明してよい内容を備考欄の各項目ごとに判断することは極めて困難であるため、事務担当者には不要な労力を強いるものとする。	対応なし	対応なし。 備考は、特別の請求等に基づいて表示するものであるため。	
532	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.6 公用表示	-	【実装しない機能】証明書に「規定により免除」と表示できること。	【実装してもなくても良い機能】に修正する。	業務効率の向上	本市では、法律や条例に基づき、交付手数料を免除して証明書を送付する場面がある。その際は他の用途に使用されないために、証明書にスタンプ印を用いて無料交付の旨を記載している。「規定により無料」と表示することによって、事務作業量の軽減に繋がる。	軽微修正	以下文章を考え方・理由に追加する。 「規定により免除」を印字する市区町村もあるが、住民記録システムの分科会における議論の結果、「規定により免除」の印字はシステム上で行うニーズがないため、不要とされ、戸籍附票システムにおいても同様。	
23	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.1 証明書記載事項	-	p.61【実装すべき機能】削除者の戸籍の附票の誤記については「備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載を入力し、証明書に自動的に出力する」と記載がある	「備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載を入力し、証明書に自動的に出力する」と修正する	住民サービスの向上	戸籍の附票の写しの交付時に備考を出力しなければならない場合は、自動的に該当する備考を選択し出力されるような機能を構築していきたい。職員作業により選択するといった場合、備考をすべて確認する必要があり、履歴が多数ある場合など職員の確認作業が煩雑なうえ、誤った備考を選択することのあり得る。また、コンビニ交付の場合は自動でなければ対応できない。 戸籍の附票は、住民基本台帳事務ではあるものの、編製は戸籍法に準じた取扱いがされている。戸籍証明書と共通の表示となる戸籍の表示、構成員の氏名、生年月日は、削除者であっても修正しなければ戸籍証明書と戸籍の附票の写しの紙面上の記載に齟齬が生じ、国民への説明に苦慮すると思われる。証明書の公証性に鑑み、削除者の記載事項の修正について、再検討されたい。	対応なし	対応なし。 20.0.6 備考欄（その他）の考え方・理由において、「ただし、削除となった者の記載事項及び備考欄に誤記があることが判明した場合に、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について記載しない場合、第三者が写しの交付を受けた際に悪用等のリスクも想定されるため、備考欄に必ず記載することとした。」としているため。	
678	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.7 文字溢れ対応	-	「文字溢れ」について	-	システム上の理由	文字制限がなければ、仕様書に記載されている作業も不要となると考える。	対応なし	対応なし。 帳票要件も標準仕様書の対象範囲としてレイアウトを統一することとしており、文字数を指定しなければ、システム上の負荷につながるため。	
654	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.1 証明書記載事項	-	記載なし	実装すべき機能に不交付決定通知を追加	業務効率の向上	行政証明ではあるが支援措置の機能と併せて保持されると、請求時に別に作成することがなくなるため、事務の効率化が図れる	対応なし	対応なし。 行政手続法上、不利益処分には通知が必要であるが、申請者に対する通知であり、当該機能を実装するには、申請者情報の管理が別途必要になる。 現在戸籍附票システムで保持していない情報を元に作成する通知であるため、当該仕様書の範囲外としている。	
443	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.7 文字溢れ対応	-	【実装すべき機能】「ただし、戸籍の附票の写し等の証明書については、出力時に文字溢れしている旨のアラートを表示し、デフォルトでは該当項目を限界まで出力させるものとし、～」と記載がある。	文字溢れが出ないように桁数を多めに保持すべきと考える。	業務精度の向上	そもそも手書き補記による証明書交付については職員に不要な労力を強いることとなり、デジタル化推進の観点からもいささか疑問を感じるため極力避けるべきではないか。	対応なし	対応なし 桁数を多く持つことによる負荷が想定されるため。基本的には文字溢れしないような桁数を保持しているため問題ないと考えるため。	
424	第3章 第5 証明	5.1 証明書記載事項	-	デジタル手続法第9号施行日前に削除となった者において、戸籍の附票の写し等に性別及び生年月日を記載しないこと。	-	業務精度の向上	9号施行日前に削除となった附票には本籍・筆頭者の記載を必須とするか。	対応なし	住基法第21条の3第5項の規定により、戸籍附票の除票の写しの交付についても住民等の写し等の交付と同様の取扱いとされており、例えば、本人等の請求による場合は、特別な請求がない限り、戸籍の表示等の記載は省略して交付する必要がある。		
114	事業者	第3章 機能要件	5.7 文字溢れ対応	-	システムから出力される証明書等の出力項目に文字溢れが発生した場合は、文字の大きさを調整するなどして、文字超過とならないようすること。	削除する。	システム上の理由	印字文字サイズは可読性と情報量のバランスに配慮して設計しており、すべての様式において文字溢れ回避の為に文字の大きさを縮小すると可読性に支障がでることが強く懸念されるため、一律の必須要件にはすべきではないと考えます。	対応なし	対応なし 諸元表にて最小フォントサイズを示しており、可読性には配慮されているため。	
286	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.1 証明書記載事項	-	支援措置対象者に係る住所等を省略（マスキング）ができること	不要	業務精度の向上	住所などをマスキングし附票を発行することは想定していない。	対応なし	対応なし 仕様書に記載しているとおりイメージデータの場合の対応を想定しているものであり、必要であるため。	
303	戸籍担当課	第3章 第6 統計	6.1 統計	-	「交付履歴の管理」について	-	業務効率の向上	戸籍の届出の審査の際、戸籍全部事項証明書及び戸籍の附票の全部証明書を出力し確認していること及び交付の際に必要な証明書を変更する申請者もいることから、履歴と交付件数にズレが生じ、その原因の解明に多大な時間がかかる懸念がある。	対応なし	対応なし 履歴に残らない証明書発行を認めることで悪用につながる恐れがあるため。 なお、内部確認作業には内部帳票を活用することを想定している。	
68	事業者	第3章 機能要件	5.1 証明書記載事項	-	また、本籍・筆頭者、住民票コード、在外選挙人名簿登録市区町村名、在外投票人名簿登録市区町村名等はデフォルトで省略とすること。 支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等を出力する場合）等の省略ができること。イメージデータにて管理している場合においても、本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録市区町村名、支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等を出力する場合）等を省略（マスキング）ができること。	また、本籍・筆頭者、住民票コード、在外選挙人名簿登録市区町村名、在外投票人名簿登録市区町村名等はデフォルトで省略とすること。 支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等を出力する場合）等の省略ができること。イメージデータにて管理している場合においても、本籍・筆頭者、在外選挙人名簿登録市区町村名、支援措置対象者に係る住所（必要な手続を経て抑止の一時解除をし、支援措置対象者を含む戸籍の附票の写し等を出力する場合）等を省略（マスキング）ができること。マスキングする際の方法・文言などはベンダーおよび自治体にて任意に設定することが可能とする。	自治体個別の条例・政策などの対応	マスキングの方法については、仕様書に規定をするのか、任意とするのかは記載したほうが良いと考えた。	対応なし	対応なし マスキングの具体的な方法については、ベンダーの実装に委ねる部分であり、現状の記載で十分であるため。	
444	戸籍担当課	第3章 第7 連携	7.1 CS連携	7.1.1 CSへの自動送信	【実装すべき機能】に「送信データを手入力で作成でき、送信できること」を追加する。	-	業務効率の向上	戸籍訂正等の事由により、自動で通知作成できない場合も想定されるため。	対応なし	対応なし 7.1.1にて、「送信データを手入力でも補完でき、送信できること」とされているため。	
549	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.3 方書の記載	-	住所に方書が含まれる場合は、省略せず、証明書に記載すること。	仕様上の変更は不要	業務精度の向上	肩書がシステムによって取り込みキークとすると、附票の取り込みにあたってかならず住所不一致エラーがおきるため、方書きの欄を独立の入力項目としたい。	対応なし	対応なし。 データリストにおいて、方書は住所等とは別項目で保持する形式となっているため。	



No	発出者	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答		
		対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	区分	理由	方針	回答
696	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システム等への連携	デジタル庁が規定する「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこと	もう少し具体的に連携要件を記載するべきである。	住民サービスの向上	他所においても「データ要件・連携要件標準仕様書」の記載があるが、内容が具体的に示されていない中で、妥当性を判断できないことから、当該仕様書が提示されるまでは具体的に記載を行い、今後、提示された場合には委ねるような記載とすべきではないか。現在のままでは対応への検討が進められないと考える。	対応なし	対応なし。 「データ要件・連携要件標準仕様書」が公表されることを想定した記載であり、公表されたものを参照されたい。
660	戸籍担当課	第3章 第5 証明	5.4 発行番号			【実装しない機能】発行された庁舎等を証明書に印字することができること。	【実装すべき機能】発行された庁舎等を証明書に印字することができること。	システム上の理由	政令指定都市の場合は、各区間で相互に証明発行可能としている政令市が多いと思われる、発行場所の庁舎等を印字することは必須であると思われるため。	対応なし	対応なし。 考え方・理由にもあるとおり、発行された庁舎名等を証明書に印字する機能については、市区町村名と発行端末番号により発行場所が分かるため不要とする。
655	戸籍担当課	第3章 第7 連携	7.2 連携	7.2.1 庁内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システム等への連携	住民記録証明から直接受信できる機能を「実装しない機能」とする	住民記録証明から直接受信できる機能を「実装してもなくてもいい機能」へ修正	業務効率の向上	管内での異動情報は現行どりの連携処理で可能としなければ現在よりも業務量が増え、事務処理時間の増大につながり、他の業務する事務へも影響を与えるため	対応なし	対応なし 戸籍附票システムと住民記録システムの連携に関しては、CSを介して実現されるため。
405	戸籍担当課	第3章 第7 連携	7.2 連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付	(P71) 個人番号カードによる証明書等の交付に係る機能が【実装すべき機能】とされている。	【実装してもなくてもいい機能】として分類する。	自治体個別の条例・政策などの対応	個人番号カードによる証明書等の交付を実施するかどうかは自治体で選択できるものである。実施しない自治体にとっては、この機能は不要であるため、【実装すべき機能】としてしまうと導入経費が高くなってしまふ。	対応なし	対応なし 住民記録システム及び印鑑登録システム同様、標準準拠システムにおいては、機能の利用の可否は自治体判断であるが、システムとしては実装必須機能とする方針であるため。
56	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 庁内他業務連携	7.2.3 個人番号カードによる証明書等の交付	証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づきコンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。	広域交付システムインタフェース仕様書に基づき証明書交付に対応していること。	業務効率の向上	戸籍附票システム側で広域交付システムインタフェース仕様書に基づいた電文に対応し、証明書 PDF を出力する機能を有することが望ましいと考える。証明発行サーバ等を介した対応を許容すると、証明発行サーバ等へのデータ連携が増えることによる障害リスク増加や管理コストの増加が見込まれるため。	対応なし	対応なし 広域交付システムインタフェース仕様書には自治体基盤クラウドシステム、証明発行サーバ等の構築仕様は規定されておらず、あくまで証明書交付センターと証明発行サーバ間のやりとりを規定する仕様書となるため、本記載としている。
46	戸籍担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.1 CS連携	7.1.1 CSへの自動送信	・送信した附票本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍照会通知情報、本籍転属通知情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること	・送信した附票本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍照会通知情報、本籍転属通知情報の再送信ができること	システム上の理由	本籍転属通知情報以外は異動事由(事件コード)の項目がありません。また、本籍転属通知は異動事由(事件コード)に「転籍」等の情報が入っているため、再送信時に変更するべきではないと考えます。それとも事件コードの他に、異動事由を追加する予定でしょうか。再送信であることの表示は必要になります。	軽微修正	再送信は必要であることから機能としては残すこととする。 ただし、以下に修正する。 「送信した附票本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍照会通知情報、本籍転属通知情報の再送信ができること及び、再送信の際は異動事由を変更して送信できること」
669	住基担当課	第3章 第8 実装	8.1 本人通知	8.1.1 登録管理		【実装してもなくてもいい機能】	【実装すべき機能】	自治体個別の条例・政策などの対応	多くの市区町村ではほぼ同じ形態で実施されており、本市においても本人通知を実施しているため。	対応なし	対応なし 住基標準仕様書の考え方・理由にあるとおり、本人通知は市区町村間で実施形態が異なるため。
47	事業者	第3章 機能要件	9 バッチ	9.1 他システムとの連携を除外		バッチ処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。	業務終了後の実行を前提にしているバッチ処理以外、バッチ処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと。	システム上の理由	データ更新系のバッチはオンライン処理に何かしら影響が出ると思われず。また、日次バッチ処理、月次バッチ処理等は基本的に業務終了後に実施することから、オンライン処理中の影響は前提にすべきではないと考えます。	軽微修正	ご指摘及びデジタル庁の横並び調整方針に合わせて、以下文章を削除する。 「バッチ処理を行う場合でもオンライン処理に影響が出ないこと」
48	事業者	第3章 機能要件	9 バッチ	9.1 他システムとの連携を除外		バッチ処理の実行方法には、直接起動方法のほか、ジョブスケジューラから実行される「同期実行」、イベント駆動型である「非同期実行」がある。戸籍附票システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による実行（非同期実行）は一般的に用いられないことから、全てのバッチ処理が「同期実行」であることが必要となる。	削除する。	システム上の理由	全てのバッチ処理が「同期実行」ではありません。セットアップ、リカバリ等のバッチは「非同期実行」となります。	軽微修正	「戸籍附票システムにおいては、他システム間連携等のイベント発生による実行（非同期実行）は一般的に用いられないことから、全てのバッチ処理が「同期実行」であることが必要となる。」とする。
25	戸籍担当課	第3章 第9 バッチ	9.1 他システムとの連携を除外			p.76「パラメータ箇所」の記載が2か所ある	「パラメータ箇所」と修正する		誤植と思われる。	対応なし	対応なし。 正しい記載であるため。
70	事業者	第3章 機能要件	9 バッチ	9.2 抑止対象者		抑止対象者一覧を作成できること。		システム上の理由	戸籍附票システム上からは無く、バッチ処理で抑止対象者一覧を作成できること、ということなのか。また、一覧に出力する項目として、最低限必要な項目は定義するべきではないか。	対応なし	戸籍附票システムのバッチ処理機能を用いて抑止対象者一覧が作成できるということになる。出力項目は各バッチの実装に委ねるものとしている。
72	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理		①操作ログ ア、取得対象： (a)照会、(b)帳票発行、(c)異動入力（履歴追加）、(d)異動入力（履歴修正）、(e)異動入力（履歴削除）、(f)バッチ処理（帳票作成）、(g)バッチ処理（データ更新）、(h)画面ハードコピー、(i)データ抽出（EUC）	①操作ログ ア、取得対象： (a)照会、(b)帳票発行、(c)異動入力（履歴追加）、(d)異動入力（履歴修正）、(e)異動入力（履歴削除）、(f)バッチ処理（帳票作成）、(g)バッチ処理（データ更新）、(h)データ抽出（EUC）	システム上の理由	(h)画面ハードコピーは、全ての操作の画面ハードコピーをログとして自動取得することを想定しているのか。それは、システム上はデータ容量的にも大容量のデータを長期間残すことになり、好ましくないと考えます。	対応なし	対応なし。 戸籍附票システムの機能としてハードコピーを実施した操作ログを管理することを示しているため。
49	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理		(h)画面ハードコピー	削除する。	システム上の理由	システム側で実装してもWindows標準のPrtScやスマホ等でも取得しようと思えば可能であり、その場合ログ出力が困難です。	対応なし	対応なし。 アクセスログについては、横並び調整方針であるため。なお、当該機能はシステムの機能としてハードコピーを行う際にアクセスログを取得する機能を実装することを想定しており、システムとして操作を受け取れないハードコピーについては仕様書に規定されないが、当該仕様書の趣旨に則った運用をする必要がある。
178	戸籍担当課	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷		【実装すべき機能】アクセスログの取得が可能形で、表示画面のハードコピー機能及びハードコピーの印刷機能を有する	意見（機能）	業務精度の向上	ログの開示請求等がある可能性を考え、「実装してもなくてもいい機能」として、印刷時に使用目的を選択させる等によりどの事務で使用したハードコピー印刷であるかがログ上で確認できる機能を検討してほしい。	対応なし	対応なし。 ハードコピーの使用目的を管理することはログ機能としての範疇を越えているため。
26	戸籍担当課	第3章 第10 共通	10.2 アクセスログ管理			p.81【実装すべき機能】(1)①イ.記録対象に「個人番号へのアクセス有無」がある	該当記載を削除する。	法令への対応	誤植と思われるが、仮に戸籍附票システム上で個人番号を保有する場合、住民基本台帳法第17条をはじめとする関係法令の改正が必要と考える。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。
533	戸籍担当課	第3章 第10 共通	10.2 アクセスログ管理			⑤印刷ログ 印刷者ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報	個人番号を住民票コードに変更する。本籍・筆頭者の省略の有無を追加する。	業務効率の向上	戸籍附票システムでは住民票コードは、今後法定記載項目となるが、個人番号（マイナンバー）は取り扱わないため、誤記だと考えられる。本籍・筆頭者の省略の有無を追加することでより正確なログの管理に繋がる。	軽微修正	個人番号についてはご指摘のとおり削除する。 住民票コード、本籍・筆頭者の省略の有無については、交付履歴にて発行番号と記載事項の紐づけができるものであり、確認可能であるため対応なし。
1	情報政策担当課	第3章 機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理		③イベントログ 「住民記録システム内で起こった特定の」と記載がある	「住民記録システム」を「戸籍附票システム」に修正する。		おそらく対象システム名に誤りがあると思われるため。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。
71	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理		(1)ログの取得 個人情報や機密情報の漏えいを防ぐために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること。	(1)ログの取得 開示請求があった場合や、個人情報や機密情報の漏えいがあった場合の調査などのために、システムの利用者及び管理者に対して、以下のログを取得すること。	法令への対応	ログの取得により、個人情報や機密情報の漏えいを防げるわけではないと考える。また、ログの取得はそのためだけに無と考える。	対応なし	対応なし 本システムにおけるログ管理機能があることで漏えいに対する抑止効果となり、結果的に抑止するものと考えているため。
51	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理		アクセス権限の付与も含めたユーザー情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定し、事前に準備ができること。	アクセス権限の付与も含めたユーザー情報の登録・変更・削除はスケジューラに設定する等、事前に準備ができること。	業務効率の向上	例えばアクセス権限に開始日、終了日等を持たせる場合はスケジューラは不要になります。事前準備の手段は多様であることから、スケジューラは必須にするべきではないと考えます。	対応なし	全国意見照会後にデジタル庁の横並び方針においてご指摘と同様の修正を行うこととなった。
58	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理		なお、人事異動の際のメンテナンスの負荷軽減を考慮し、操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできることとする（テキストデータを元にシステムで一括更新可能など）。	一括メンテナンスの要件（対象範囲）について明確にすべきと考えます。	システム上の理由	戸籍附票システム内での操作権限設定を一括でメンテナンスする機能と捉えてよろしいでしょうか。（別途、2要素認証システム等における設定は一括メンテナンスの対象外という認識で問題ないか）	対応なし	お見込みのとおり。
52	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理		操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできること。	操作権限は一括メンテナンスできること。	システム上の理由	一括メンテナンスの手段として、バッチ処理に限らず、オンライン処理等の他の手段も可能とすべきと考えます。メンテナンスの手段は多様であることから、バッチ処理は必須にするべきではないと考えます。	対応なし	全国意見照会後にデジタル庁の横並び方針においてご指摘と同様の修正を行うこととなった。
697	情報政策担当課	第3章 機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理		シングル・サイン・オンが使用できること。	当該システムを利用する端末へのログインの際に利用する認証情報取得ソフトウェアと連携し、シングル・サイン・オンでシステムが使用できること。	業務効率の向上	「認証情報取得ソフトウェア」と記載することにより、認証ソフトウェアとの連携を義務づけ、統一した利用者認証を実施することにより、費用の抑制及び事務効率の向上が期待できる。また、自治体毎に個別調整が不要となるよう、予め、連携確認ソフトウェアを記載することも必要ではないか。	対応なし	対応なし 仕様書への記載については、デジタル庁による横並びが図られているため対応なし。なお、当該機能の詳細については、デジタル庁が定める「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に記載。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答			
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由			
								区分	理由	方針	回答
29	戸籍担当課	第3章 様	10 共通	10.4 操作権限設定	-	p.83【実装すべき機能】に「異動・証明を含む全ての画面にて、「戸籍の表示（本籍・筆頭者）」を表示又は非表示に設定できることと記載がある。	左記機能の記載を削除する	業務精度の向上	戸籍の附票の写しの請求は、本籍・筆頭者により対象となる戸籍の附票を特定するため、当該戸籍の附票であることを確認する際には戸籍の表示が必要となる。異動処理においても同様であり、本機能については実装する必要はないと考える。	仕様書修正	ご意見に基づき戸籍の表示（本籍・筆頭者）を表示・非表示の設定対象から除くこととする。
101	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	-	10.7 印刷【実装すべき機能】内に記載されているPDFですが、ファイル形式の要件は定義されておりますでしょうか。（住民記録システムに準ずる、でしょうか）		システム上の理由	修正意見ではないが、確認事項としてあげさせていただいた。	対応なし	標準仕様書においては、仕様書に記載している以上の要件は設けていない。
74	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.7 印刷	-	証明書を発行する際にプリンタやトレー（ホッパ）の指定ができること。		システム上の理由	証明書発行する際に、「操作者（職員）」がプリンタおよびトレー（ホッパ）の指定ができることという理解で良いのか	対応なし	お見込みのとおり。
75	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込(P)	-	証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。		システム上の理由	「証明書の発行処理を行う際」というのは、具体的にどの操作のタイミングを想定しているのか明記いただきたい。また、具体的にどのような運用となる想定かも、記載いただきたい。	仕様書修正	現時点では具体的なケースが想定されないため、削除。
57	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.8 CSV形式のデータの取込(P)	-	証明書の発行処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。	ファイル形式の要件（仕様）についても標準を示すべきと考えます。（住民記録システムに準ずる等）	システム上の理由	システム改修範囲を明確にするため。	対応なし	対応なし。 必要に応じて検討は必要と考えるが、CSV形式の詳細は当該仕様書上に規定しない。
30	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	p.89エラー項目一覧のエラー番号13のエラー項目内「（例：転入等で戸籍の附票の除票に含まれているものを選ぶ）」	「（例：異動事由が職権削除で、職権削除されている者を選ぶ）」に修正する。	業務精度の向上	戸籍の届出前後に転入等があったにもかかわらず、届出者が申告していなかった場合等、除票に含まれているものに異動が発生する可能性がある。想定される一例を修正後に記入したので参考にされたい。	対応なし	対応なし。 削除となった者及び除票の記載事項は修正不可のため、誤記修正などにおいて修正が発生した場合には、備考欄にその旨を記載し、記載事項自体の修正は行わない。
636	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	「エラー番号2 削除となった者については情報の変更ができません。誤記等が判明した場合は備考欄に追記してください。」と記載がある。	エラーとしない（削除となったものの情報は変更できるものとする。）。	業務効率の向上	在籍している者と削除されている者の修正箇所が異なることは証明書としてわかりにくい。修正方法としては戸籍における訂正に準じた方法を要する（備考欄で修正するのではなく、該当箇所の直下で修正する等。）。	対応なし	対応なし デジタル手続法による改正後の法により、住民票の除票と同様、戸籍の附票の除票が公証基礎として法令上明確に位置づけられたことにより、戸籍の附票の除票となった時点の情報を確実に記録しておくことが必要であるため、削除となった者における項目の修正については、備考欄で対応と整理。
179	戸籍担当課	第3章 機能要件	11 エラーアラート項目	11.1 エラーアラート項目	-	エラー項目一覧（エラー番号5）	質問（解釈）	システム上の理由	国外転出国と国外転入国名が不一致の場合、国外転入の履歴前に転入直前国の異動履歴を住定日で「不詳」追加しているが、問題ないか。（例：転出アメリカで転入直前カナダの場合、最終行アメリカの次にカナダを住定日不詳で記載し、その次に国内住所を記載する）	対応なし	お見込みのとおり。
317		第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	7 支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	7 支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合	業務効率の向上	照会処理についてエラーとすると、受付時に本人確認すらできなくなる。照会処理については、アラートとして欲しい。	対応なし	対応なし。 本人確認に関わらず、照会処理については、支援対象者保護の観点から慎重に扱うべきであり、支援措置責任者による処理に移行する必要がある。
504	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	【エラー項目7】「支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」	エラーをアラートに変更	業務効率の向上	附票は住民票に記載された住所の移動等を記録するものであり、仮更新・決裁を経ることから支援措置責任者の介入は事務処理を煩雑にし非効率となる。	対応なし	対応なし 支援措置対象者については慎重に扱う必要があり、特に照会においては手続きを経て照会可能となることが望ましいため。
656	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	項目7・14のエラーとある	項目7・14のアラートへ変更	住民サービスの向上	エラー解除をしなければ附票記載事項通知に基づく記載を行えないことは業務が一時的に停滞し、証明交付業務等に支障をきたす	対応なし	対応なし エラー番号7については、支援措置対象者については慎重に扱う必要があり、特に照会においては手続きを経て照会可能となることが望ましいため。 エラー番号14については、住民票コード照会中の者に対して異動を行うことで照会中の者の情報と異動後の情報で不整合が生じるためエラーは必要がある。
637	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	「エラー番号14 住民票コード要求中の者がいるため、この戸籍の附票に対する異動はできません。」と記載がある。	削除する（エラーとしない。）。	業務効率の向上	その者の処理が中断することによって、中断中の者の管理をしなくてはならなくなり、事務が煩雑となる。	軽微修正	住民票コードを照会するにあたって、4情報をCS宛に送付することとなるが、送信時と送信後の4情報が異なる場合に整合が取れなくなることを防ぐ意図で設けたエラーとなるため、必要である。 ただし、「住民票コード要求中」を「住民票コード照会中」に変更するとともに、意図を明示するために当該エラーの考え方・理由を「 <b>重複離婚による三重戸籍状態</b> 等特殊な状態である可能性」に修正する。
665	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	「離婚による二重戸籍状態等特殊な状態である可能性」と記載がある。	「二重戸籍等」を「 <b>重複本籍等</b> 」に修正する。	法令への対応	除籍されるべき戸籍が残ったままの状態新たな戸籍が編製されることを「 <b>重複本籍</b> 」という。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。
445	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	アラート番号12 関係する機能要件番号「1. 1. 16」と記載がある。	対応する項目が仕様書上存在しない。（1. 1. 13の誤り?）			軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。
32	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	p.94アラート項目一覧の【考え方・理由】のアラート番号14及び15に「 <b>や他課との間の情報連携のミス</b> 」と記載がある。	該当記載を削除する。	システム上の理由	戸籍附票システムでは区外在住の情報もあり、他課との情報連携は不可。なお、当区では区内在住かつ区内本籍人についても抑止対象者のデータ上の情報連携はしていない。データ上の情報連携を意味していない場合は「 <b>情報共有</b> 」と記載いただくか注釈をつけたほうが誤認がないと考える。	対応なし	対応なし 自治体の運用に依存する部分であることに加え、標準化後においては、住民記録システム及び戸籍システムとの連携が想定されるため。
392	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	「支援措置の期間が終了している支援措置対象者の戸籍の附票を参照した場合」がアラート項目に入っている。	「支援措置の期間が終了している支援措置対象者の戸籍の附票を参照した場合」をエラー項目に入れる。	住民サービスの向上	考え方・理由にあるように、延長漏れの可能性があるためであれば、エラー項目にした方がよい。	対応なし	対応なし 本アラートは念のために設けたものであり、アラートで十分と考えるため。
508	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	アラートの【考え方・理由】のアラート番号がずれている（18～19の箇所）。	アラート番号を正しくする。		記載誤りと思われるため。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。
507	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	【アラート項目20】「住所を定めた年月日又は転出予定年月日を、異動日と異なる日付に変更した場合」	不要	業務精度の向上	「住所を定めた年月日」=「転出予定年月日」=「異動日」と思われるため。その場合、各日付間のチェック等が必要となることが想定されるため、「異動日」という項目を設けないで（別項目に分けないようにして）いただきたい。	軽微修正	「住所を定めた年月日と異動日、又は転出予定年月日と異動日を異なる日付に変更した場合」に修正する。
446	戸籍担当課	第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	アラート番号25 アラートとした考え方・理由「文字溢れが発生した場合等には該当項目を限界まで出力させるか空白で出力するか選択し、空欄を選択した場合には、手書きでの記載が必要～」と記載がある。	該当項目を限界まで出力させた場合における溢れ文字についての処理方法の記載がない。	業務効率の向上	N o . 1 2 に同じ	対応なし	対応なし 5.7 文字溢れ対応に記載済みであるため。
318		第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	アラート一覧 追加	附票記載事項通知情報と附票の本籍情報（本籍地、筆頭者）が一致しない場合	業務精度の向上	転入と婚姻が同時にされた場合、新戸籍にて附票記載事項通知が送付される場合がある。誤って旧戸籍附票に連携されないようにしなければならない。ただし、単に筆頭者氏名の文字のデザイン差の場合もあるため、アラートとしたい。	仕様書修正	ご指摘に基づきアラートを追加する。
319		第3章 様	11 エラー	11.1 エラーアラート項目	-	アラート一覧 追加	附票記載事項通知の旧住所情報と附票の最終住所情報が一致しない場合	業務精度の向上	附票記載事項通知の整合性を確認する必要があるため。ただし、ハイフン、長音符号の軽微な違いもあるため、アラートとしたい。	仕様書修正	ご指摘に基づきアラートを追加する。
33	戸籍担当課	第4章 様	-	20.0.1 様式・帳票全般	-	p.99【実装しなくてもいい機能】として戸籍の附票部分証明がある	実装すべき機能とする	業務精度の向上	附票の記載事項の表示・非表示が可能な項目については指定すべきと考える。行政証明としてくるのは現場の混乱を招き好ましくない。	対応なし	対応なし 行政証明である以上、記載事項等は標準オプション機能としている。
87	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	-	20.0.1 様式・帳票全般	-	「実装しない機能」に廃棄証明書と記載がある。	「実装する機能」に廃棄証明書を記載する。	住民サービスの向上	改製および廃止により保存年限経過のため、廃棄された発行出来ない附票については、廃棄証明書を求める市民も多いため。	対応なし	対応なし。 廃棄証明については、構成員アンケート結果を踏まえ実装不可機能としている。（廃棄されている場合、戸籍附票システムには、廃棄された者の情報は保持していないため、廃棄証明書の作成は困難と思われる。） なお、実装不可機能としているが、証明することを妨げるものではないため、万が一必要になった場合はシステム外（word等）にて作成し、交付いただくことは問題ない。
251	戸籍担当課	第4章 様	-	20.0.1 様式・帳票全般	-	【実装しなくてもいい機能】・支援措置期間開始通知	削除。 「支援措置期間開始通知」を【実装すべき機能】に追加する。	業務効率の向上	戸籍の附票システム内に構築されたデータベースから通知を出力することで、業務効率及び精度が向上するため。	対応なし	対応なし。 電話等、より即時性を重視した対応も想定されるため。
525	戸籍担当課	第4章 様	-	20.0.1 様式・帳票全般	-	仮登録内容の確認用帳票等の内部帳票については、可能な限りペーパーレスで対応するが、必要に応じて画面を直接印刷できること。	仮登録内容の確認用帳票等に加えて、戸籍の附票の写し等も必要に応じて画面を直接印刷できること。	業務精度の向上	市民対応等では、画面を見ながら説明することは困難なため、仮登録内容の確認用だけでなく、その時点での戸籍の附票についても印刷機能を設けてほしい。 現在使用している戸籍附票システムでは、通常の証明発行とは別に、事務専用という区分があり、証明発行と別機能とすることで本来の証明発行であるのか、事務作業用として出力したかが明確となる。その機能を設けることで、後日システムログで証明発行履歴の確認が必要となった際の業務量削減に繋がる。	軽微修正	帳票出力内容確認用の内部帳票等をペーパーレスで行う方法の例示を追記する。

No	意見詳細					修正案、ご意見の理由		回答				
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由				
								区分	理由	方針	回答	
393	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.2 各項目の記載	「履歴が複数ある場合には最新の住所を最上部に記載の上、履歴ごとに野線（破線）で分け、最新の履歴以外に取り消し線を引くこと。」と記載がある。	「履歴が複数ある場合には最新の住所を最下部に記載の上、履歴ごとに野線（破線）で分け、最新の履歴以外に取り消し線を住所の記載が確認できるように引くこと。」と修正する。	業務効率の向上	戸籍は古い履歴から新しい履歴の順に記載する。附票は戸籍を単位として作成するものであるため、処理、確認する職員の見やすさを考えると、戸籍と同じ順番の記載の方が良いと考える。	対応なし	対応なし 最新の情報が最重要であるため、最上部に最新住所を記載しているため。	
320		第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.2 各項目の記載	【実装すべき機能】 …最新の履歴以外に取り消し線を引くこと。取消線については、長音等に重複しないよう、上下中央からずらして引くこと。	【実装すべき機能】 …最新の履歴以外に取り消し線を引くこと。取消線については、長音等に重複しないよう、上下中央からずらして引くこと。	住民サービスの向上	取り消し線を引くことは、見え辛く、意味が無いと思われるため、取消線の対応は不要と考える。	対応なし	対応なし。 20.0.2「各項目の記載」において、「取消線については、長音等に重複しないよう、上下中央からずらして引くこと」としており、可読性に配慮しているため。	
181	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.2 各項目の記載	【実装すべき機能】履歴が複数ある場合には最新の履歴を最上部に記載	質問	業務効率の向上	附票レイアウトが住所昇順となるが、現在降順となっている自治体は改製が必要か。	対応なし	基本的には改製は不要と考えていますが、現在のデータの保持の仕方等による部分であるため、詳細はベンダにご確認ください。	
34	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.2 各項目の記載	p.101【実装すべき機能】に「転出予定日」に置き換えること。」と記載がある。	「転出予定日」を「転出日」に修正する。	住民サービスの向上	国外転出において、転出予定日の到来以降であっても、転出予定日と表記することは、国外への移住が確定されていないことを意味し、未確定の情報として自治体が公証することは適切でないと考え	対応なし	対応なし 法令上、「転出予定年月日」を記載することとされているため。	
212	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.2 各項目の記載	なお、国外転出にあたる表記については、項目名の「住所」を「移住先」、「住定日」を「転出予定日」に置き換えること。	なお、国外転出にあたる表記については、項目名の「住所」を「移住先」又は「国外転出者である旨」、「住定日」を「転出予定日」に置き換えること。	法令への対応	「国外転出者である旨」が附票の記載項目とされたことから、移住先国名は明らかでないが、国外に転出したことが確定している場合等において、国外転出者であることのみが記載されるケースが考えられるため。	対応なし	対応なし 国外転出先は住基より連携される項目であり、住基において“不明”等設定されている場合はそれが入力が入力可能であり、現時点でも可否のみの記載は可能であるため。	
157	住基担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載	「特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示する項目に関する異動履歴については、異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合でも、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。」と記載がある。	「特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示する項目に関する異動履歴については、特別の請求又は必要である旨の申出がない場合は省略とすること。異動履歴の特別の請求又は必要である旨の申出があった場合でも、デフォルトでは省略とし、市区町村長の判断で当該項目自体を表示して交付する場合にのみ記載すること。」	業務精度の向上	特別の請求又は必要である旨の申出がなく、最新情報については表示しないにも関わらず、履歴情報だけ表示すると証明書として不適切な内容になってしまうため。そのような証明書を発行しないように抑止することが必要。	軽微修正	ご指摘に基づき対応する。	
185	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載	【実装すべき機能】	意見（セットアップ）	システム上の理由	標準仕様前の現状の運用で履歴管理していない項目は、どのようにセットアップするか（そもそもセットアップできない）。管理項目は、標準仕様導入後に改めて管理を始める認識でよいか。	対応なし	保持していない情報の実装を求めるとはならず、そのような項目は標準仕様システム移行後より管理いただくことになる。	
626	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.3 備考欄（異動履歴）の記載		職権削除、転入通知未着削除について削除日を必ず記載すること。字地番の修正や住居表示による修正の記載日を必ず記載すること。	業務精度の向上	法定記載事項ではないが、運用上必要とされる日付については、証明書に必ず表示するべきです。本来は備考に記載するのではなく住所を定めた日の右隣に表示すべきと考えますが、法定じゃない事項は一律備考欄とするのであれば必ず表示するべきです。	仕様書修正	職権削除された場合の取扱いについては、ご指摘に基づき対応する。	
195	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載の修正	【実装しない機能】として「異動履歴を残さない上書き修正ができること」と記載がある。	【実装しない機能】ではなく【実装すべき機能】に修正する。	業務精度の向上	方書のスペースの有無等、軽微な修正（例：「武蔵野荘 201」（誤）「武蔵野荘201」（正））の場合、上書き修正を行っている。記録の正確性は重要だが、スペースの有無の履歴まで残すという取り扱いは混乱を招くだけと考える。上書き修正の機能は実装し、利用目的を方書スペースの有無に限る等の方が合理的である。	対応なし	対応なし。 システムとして、操作履歴を抹消等してしまうことは、正確性・整合性確保等の観点から適切ではないため、操作履歴はすべて残すこととしている。 軽微な修正の場合においては、誤記修正として対応の上、備考欄に表示しない運用としている。	
38	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.4 備考欄（異動履歴）の記載の修正	p.104【考え方・理由】に「4.1.5（誤記修正）」との記載が2か所ある。	「4.1.5」を「4.1.4」に修正する。		誤植と思われる。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。	
41	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	p.108戸籍の附票の写しのレイアウトに「【備考】■編製年月日：年月日」と記載がある。	【備考】ではなく、【本籍・氏名（筆頭者）】と【附票に記載されている者】の間に【編成日】または【改製日】を設け、その欄に編成年月日を記載する。	システム上の理由	現行システムにおいては、提案した修正後のレイアウトであり、現行のレイアウトで特段問題がないと考える。住民基本台帳法17条を鑑み、案を作成されたと思料されるが、編製年月日・改製年月日が備考欄に記載されることで、一見していつからの附票なのか判別がしづらい。また、p.114においても編製年月日・改製年月日は省略しない事項と記載されていることもあり、備考欄である必要性はないと考える。	仕様書修正	編製年月日や改製記載年月日等、その戸籍の附票が証明している期間を示す項目は法定事項でない以上備考欄への記載となるが、証明書の性質を示す項目であり、法定事項を記載している箇所においても、戸籍の附票に記載されている個人の情報の記載の上に戸籍の附票自体の情報である本籍の表示が記載されていることから、備考欄においても最上部に記載することとする。
187	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.6 備考欄（その他）の記載	【実装すべき機能】	意見（実装要否、考え方）	業務効率の向上	想定される削除者の誤記を記録することについて、そもその意見として削除者に対し訂正等可変できれば必要ないと考える。メモ機能としての備考欄としては、活用ができるかと考える。（住民記録システム外、国外住所期間など）	対応なし	対応なし デジタル手続法による改正後の法により、住民票の除票と同様、戸籍の附票の除票が公証基盤として法令上明確に位置づけられたことにより、戸籍の附票の除票となった時点の情報を確実に記録しておくことが必要であるため、削除になった者における項目の修正については、備考欄で対応と整理。	
409	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.6 備考欄（その他）の記載	20.0.6 備考欄（その他）の記載	【実装すべき機能】	業務精度の向上	備考欄に入力した内容は、証明書出力時にデフォルトでは省略となっているが、コンビニ交付の場合は、どのように選択することが可能なのか。	対応なし	コンビニ交付においては、備考欄に記載する項目のうちデフォルトで省略となっているものは表示しないものと想定。	
39	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.6 備考欄（その他）の記載	p.105【実装すべき機能】削除となった者につき記載事項及び備考欄について誤記修正等を行った場合、「備考欄に誤記等である旨及び誤記等の修正後の記載について必ず備考欄に記載すること」とある。	「備考欄に誤記等である旨及び誤記等の修正後の記載について、自動的に備考欄を選択し記載する」と修正する。	業務効率の向上	戸籍の附票の写しの交付にあたり、削除者が含まれている場合、誤記修正等をしているかどうかは備考欄の記載をすべて確認する必要があるが、履歴が多数ある場合、誤記修正等がされているかどうかを職員が確認して出力の要否を判断することは困難であるため、自動的に選択し出力される機能を実装していただきたい。	対応なし	対応なし。 20.0.6において「必ず記載される機能」が実装されることとしているため。	
40	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件	横	—	20.0.6 備考欄（その他）の記載	p.106の記載例中、「誤記等判明理由：申出」とある	「申出」以外の理由について追記する	業務効率の向上	戸籍訂正が行われる理由として、関連戸籍を有する他自治体からの通知による場合や、届出審査等の過程において職員が発見した場合、戸籍法第113条、114条116条、24条2項、24条3項に基づく場合などがある。訂正理由は誤記に限らず、本人からの申出に限るものでもない。誤記及び申出以外の訂正についても訂正理由を明記するのであれば、その記載を具体的に示していただきたい。また、理由の記載の要否について再検討いただきたい。	対応なし	対応不要 備考欄への記載となるため、誤記等判明理由の選択肢を規定しているわけではない。また、あくまでも例示であるため、修正不要。	

No	意見詳細						修正案、ご意見の理由		回答		
	発出者	対象章	項番①	項番②	項番③	修正前	修正後	理由		方針	回答
								区分	理由		
137	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	○戸籍の附票の写し（全部証明・備考欄を含むすべての項目の記載を請求された場合）のレイアウト【氏名】齊藤 太郎		法令への対応	全部証明の場合、氏は省略されている。	対応なし	対応なし 氏も含めて記載されているレイアウトを使用する。
138	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	○戸籍の附票の写し（全部証明・備考欄を含むすべての項目の記載を請求された場合）のレイアウト【住民票コード】1234 5678 901		法令への対応	住民票取得時において、住民票コードは必要性が認められない限り記載されない。戸籍の附票もすべて表示する発行を選択しても、住民票コードは「省略」として欲しい。	対応なし	対応なし ご意見の趣旨は不明だが、戸籍の表示・住民票コード等については、特別な請求がない限り省略することとしている。なお、請求の種類によって表示される事項は異なるものであり、表示事項でないものはもちろん表示しないこととなる。
639	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	「住所を定めた年月日の履歴（転出予定年月日を含む。）」に記載がある。	転出予定日を除く	業務精度の向上	国外転出者は事前に届出をするだけでなく、国外転出後に本人以外の者が届出をすることがあるため、転出予定日の記載は整合性が合わなくなるため（転出予定日到来まで発行できないのであれば不必要）。	対応なし	対応なし 法令上、転出予定日の記載が求められているため。
190	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	【実装すべき機能】レイアウト（削除者）削除マーク	意見2（実装要否、考え方）婚姻等の削除者は、除籍マークとする	業務精度の向上	記載すべきでなかった削除と区別できるよう、婚姻等で戸籍から除籍された人は除籍マークを付すよう変更して欲しい。	対応なし	対応なし 戸籍附票システムにおいては、個人を削除した旨を示す表現を一律「削除」としているため。
398	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	「附票に記載されている者」と記載されている。	「附票に記録されている者」に修正する。	業務精度の向上	戸籍の様式上、「戸籍に記録されている者」と表示されており、これは紙の時代の記載とシステムでの記録を区別しているものであるため。戸籍に合わせ、「記録」とした方が良いと思われる。	仕様書修正	第7章 用語において、「記載」を追加の上、法第17条における「記録」も内包される旨を記載する。
192	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.2 戸籍の附票の除票の写し	【実装すべき機能】記載諸元（項目・記載内容）①筆頭者氏名・個人氏名 ②住所桁数	意見1（実装要否、考え方）備考欄は附票の写しとして発行すべきでない	法令への対応	氏名について文字フォントをIPAmj明朝のみとするのは難しいと考える。（各ベンダーにおいて使用している文字が全て同フォントに置き換えるか不明）住所の桁数35では不足（少なくとも住民記録システム住所20桁×3行と同等は必要）。	仕様書修正	戸籍及び戸籍附票システムにおける氏名の文字については、データ要件・連携要件標準仕様書の「2.3 文字要件」に記載があること。桁数についてはご指摘に基づき修正する。
522	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	【標準様式・帳票 共通項目】項番6自治体名型の表示形式について、「最大で11文字」との記載がある。	「最大で11文字」を「最大で12文字」に修正する。	システム上の理由	自治体名型の表示形式について、注意事項欄に「指定都市は県名を含めること」とされている。横浜市保土ヶ谷区の表示は「神奈川県横浜市保土ヶ谷区」となり12文字であるため、修正をお願い	仕様書修正	アドレスベースレジストリに従い、郡名を含める。13文字に変更する。
383	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	移住先 国外転出者である旨 現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、国外転出である旨として移住先が記載されているため。	「住所」または「出国先」と修正する。	法令への対応	移住先の表記はなじまない。法律用語以外の用語を使用するのであれば、分かりやすい表記すべき。	仕様書修正	ご指摘に基づき「移住」を「国外転出先」に修正する。
219	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	戸籍附票（除附票）の写しのレイアウトに在外選挙人名簿登録市区町村名と在外投票人名簿登録市区町村名の記載があるが、実装すべき機能の中には記載がない。	在外選挙人登録市区町村名と在外投票人登録市区町村名はレイアウト上から削除する。	業務精度の向上	在外選挙人や在外投票人の記載は市区町村の事務処理において必要とするものであり、証明に記載すべき事項ではない。	対応なし	対応なし 在外選挙人名簿登録市区町村名及び在外投票人名簿登録市区町村名については、特別な請求があった場合には表示する必要があるため。
381	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.1 戸籍の附票の写し	備考欄の記載事項 平成18年11月20日異動（戸籍届出等による修正）（平成18年11月20日職権）異動項目：氏名	例に記載されている異動日は①②③いずれの日が記載されるのか。 ①「氏の変更日」 ②送付の場合「送付を受けた日」 ③その他	法令への対応	氏変更日は、戸籍記載によって証明すべき事項である。戸籍の附票に氏変更日・送付を受けた日を記載する根拠法令はないため、処理日（戸籍記載日）を記載する。	対応なし	①（戸籍における異動日）を意図している。なお、戸籍の附票においても異動が発生している以上、異動履歴の記載は必要であること、大元である戸籍や住基における異動日を記載することにより、各証明書との紐づけがされるため、記載は必要。
396	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.1 戸籍の附票の写し等	20.1.2 戸籍の附票の除票の写し	レイアウトに、「除票となった旨及び日付：年月日異動（ ）（年月日職権）」とある。	「異動」を除籍とし、（年月日職権）は特に記載しない。	住民サービスの向上	除籍をもって、除票となるため、除籍と記載があった方がわかりやすい。	対応なし	対応なし 除籍だけでなく、改製により除票となることから、除籍とすることで混乱を招く恐れがあるため。
194	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.2 その他	20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書	相手方自治体（選挙管理委員会）の所在地は「便覧等から入手し、記入する」	在外選挙自治体の住所が自動出力される	業務効率の向上	業務効率の向上	対応なし	対応なし 全国の選挙管理委員会の住所を管理・更新しているデータが存在せず、仮にシステム内に取り込んだ場合においても、送付の都度、情報が最新であるか確認する作業が必要になると想定しているため。
498	戸籍担当課	第4章 様式・帳票要件		20.2 その他	20.2.2 在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書	変更通知書のレイアウトについて、「死亡した場合」「日本国籍を失った場合」「公職選挙法もしくは政治資金規制法の規定により選挙権を有しない者となった場合」「その他」の記載欄が無い。	変更通知書のレイアウトについて、「死亡した場合」「日本国籍を失った場合」「公職選挙法もしくは政治資金規制法の規定により選挙権を有しない者となった場合」「その他」の記載欄を加える。	業務精度の向上	「死亡した場合」「日本国籍を失った場合」「公職選挙法もしくは政治資金規制法の規定により選挙権を有しない者となった場合」に支障がでるため。	対応なし	対応なし 戸籍附票システムにおいて出力されるものであり、本仕様書の範囲外であるため。
252	戸籍担当課	第7章 月一				し 支援措置対象者【しえんたいしょうしゃ】	支援措置対象者【しえんそちたいしょうしゃ】に修正	業務精度の向上	誤記のため。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。
340	情報政策担当課	第7章 月一				住民記録システムについては、データサイズを抑制するため、通信インターフェースの文字符号化方式をUTF-16 とすることとした。		システム上の理由	住民記録システムとあるが、戸籍附票システムの誤記か。文字要件についてはデータ要件・連携要件標準仕様書に準ずることとなっているが、0.8版においては、「各標準準拠システム間の連携のための符号化方式については、UTF-8 とする。」とされている。標準化された戸籍附票システムから他の標準準拠システムへ連携する際に（他の標準準拠システムがUTF-16を文字要件としている場合）、連携のためだけにUTF-8に一旦変換するという理解でよろしいか。その場合、その理由をご教示願いたい。	軽微修正	誤記又は不整合のため修正する。
338	戸籍担当課							外部機関への対応	同一の業務に標準仕様書が二つ不要。先行した法務省標準仕様書に従うべきところ、連携要件など単純化、明確化されたい。	対応なし	対応なし。
9	事業者	第3章 機能要件	1 管理項目	1.3 その他の管理項目	1.3.2 住所辞書管理	住所辞書については全国的に提供されるものを使用し、住所コード、都道府県コード、市区町村コード及び国名コードは「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されている「基本データリスト」に従うこと。	理由に記載の想定時における運用についても、考え方について明確しておくべきと考えます。（手動入力も許容するか等）	業務効率の向上	近隣自治体において行政区画変更などがあった際、附票記載時の住所に最新住所がないことが想定されますが、その場合は手動入力を許容する想定でよいでしょうか。（附票システムは今後、住基ネットCSとの連携が常態化する中で、手動入力データの問題（リスク）がないか等を懸念しております。）	対応なし	対応なし 想定されているケースについては、住所を住民記録システムで修正した後、CSを通じて修正後の住所情報等が連携されるため、戸籍附票システムにおける手動入力は想定されない。戸籍附票システムとCSとの連携については「4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込」に記載のとおり
2	戸籍担当課	第3章 機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理		(1)⑦エラーログについて、記載の変更及び追加がされているが、「管理者による設定変更時の情報取得したログは、…改ざん防止措置がされること。」は⑥設定変更ログについての記載と思われる。			記載箇所の位置ずれ	軽微修正	1.0版より当該記載であるため対応なし。ただし、「⑦エラーログ」における「管理者による設定変更時の情報」は誤記と想定するため削除とする。
14	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理		⑤印刷ログ 印刷者ID、印刷日時、対象ファイル名、印刷プリンタ（又は印刷端末名）、タイトル、枚数、公印出力の有無、個人番号の出力の有無、出力形式（プレビュー、印刷、ファイル出力等）、証明書の場合には発行番号等の情報	入力端末に関する要件について、仮想クライアントの場合の考え方を明確しておくべきと考えます。	システム上の理由	システムをVDI上で利用する場合（仮想クライアントが動的に割り当てられる等する場合）、上記の「端末」は仮想クライアントとすることで差し支えないでしょうか。それとも、実際に操作する物理端末の特定が必要でしょうか。	対応なし	仮想クライアントの入力場所・入力端末を登録することも可能である。
5	戸籍担当課	第3章 機能要件	10 共通	10.2 アクセスログ管理		ログの保管期間は、各市区町村の開示請求の対応期間と同じであることが望ましい。ログの容量は大きくなるため、期間が長いほどディスク容量を占めることになる。	ログの保存期間は法令により定められた期間とし、それを超えて保管する場合は市区町村により定めることとする。	法令への対応	ログの保管期間は、法令により定めるべきものである。開示期間は対象物の法令による保存期間に基づき定めるものである。	対応なし	対応なし 標準仕様書は法令の範囲内で定める前提であるため。
8	事業者	第3章 機能要件	10 共通	10.3 操作権限管理		なお、人事異動の際のメンテナンスの負軽減を考慮し、操作権限はバッチ処理で一括メンテナンスできることとする（テキストデータを元にシステムで一括更新可能など）。	一括メンテナンスの要件（対象範囲）について明確にすべきと考えます。	システム上の理由	戸籍附票システム内での操作権限設定を一括でメンテナンスする機能と捉えてよろしいでしょうか。（別途、2要素認証システム等における設定は一括メンテナンスの対象外という認識で問題ないか）	対応なし	対応なし 戸籍附票システム標準仕様書であり、戸籍附票システム内の記載であることは明確であるため。
4	戸籍担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システム等への連携	【実装必須機能】デジタル庁が規定する市内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する市内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。	【実装必須機能】へ下記を追加していたきたい。「通知等通知処理は一括更新とする。」	業務効率の向上	現行処理は、ベンダーの仕様により個別更新と一括更新に分かれている。当区での、繁忙期における、一日の通知件数は約1,000件となる。区内連携は一括更新処理を実施しているが、実装不可となるため、全ての処理を一括更新とし、エラー処理のみ個別更新としたい。	対応なし	対応なし。 「4.1.3 CSから受信した戸籍の附票記載事項通知及び本籍転属通知の取込」において、「CSから戸籍の附票記載事項通知（法第19条第1項）及び本籍転属通知（法第19条第3項）を受信した場合、職員の手を介することなく自動で通知を取り込むことができる」とすでに記載されているため。
1	戸籍担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	7.2.1 他の標準準拠システム等への連携	デジタル庁が規定する市内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する市内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。	デジタル庁が規定する市内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する市内データ連携機能をいう。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。ただし、戸籍システムとの文字連携については、他の方法も許容する。	システム上の理由	戸籍システムは標準化法制前より標準仕様書が作成され、法務省が許可した標準準拠システムを利用している。よって、戸籍システムは標準化対応済みと理解しているが、戸籍システムで使用している文字コードは戸籍統一文字で、戸籍附票システムが使用する文字情報基盤文字と異なり、市内データ連携機能以外の変換処理を実装する必要があると考えるため。	軽微修正	戸籍及び戸籍附票システムにおける氏名の文字については、データ要件・連携要件標準仕様書の「2.3 文字要件」に記載があること。桁数についてはご指摘に基づき修正する。
6	情報政策担当課	第3章 機能要件	7 連携	7.2 市内他業務連携	7.2.2 独自施策システム等への連携	共用アプリケーション等の外部システムとのデータ連携についても、「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従い、外部システムに係る接続仕様書によることとする。	削除	システム上の理由	外部システムとの連携について「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従うこととなる外部システム側で改修が必要となる。また必要な項目が不足する可能性が生じ、業務運用の見直しが発生する可能性もある。費用負担作業負担の観点から見直しを求める。	対応なし	対応なし。 「データ要件・連携要件標準仕様書」に基づく連携要件の標準に従う必要があるため。